



# 第5次 千早赤阪村総合計画

元気なあいさつで みんなで創る

『唯一』と である <sup>こごせ</sup>金剛山のむら

令和3年12月策定  
令和4年3月発行  
千早赤阪村

# ごあいさつ

千早赤阪村では、平成 23 年度からむらづくりの根幹となる「第4次千早赤阪村総合計画」のもと、生活課題・行政課題を解決していくため、むらづくりの考え方を設定し、計画・実行・点検・見直しの過程を経ながら、「みんなが集う みんなで育む みんなに優しい みんなを結ぶ ちはやあかさか」をむらの将来像として村民参加のむらづくりを推進して参りました。



今回、「元気なあいさつで みんなで創る 『唯一』と である 金剛山のむら」をむらの将来像とし、令和 11 年度までの8年間の新たな総合計画として「第5次千早赤阪村総合計画」を策定いたしました。

本計画は、基本柱を「子育て・健康・医療・福祉」、「産業・地域振興・観光」、「教育・文化・生涯学習・人権」、「安全・安心・生活基盤・環境」、「協働・行政経営」の5つとし、各分野を達成するための施策について定めています。

これらの施策の実現は、行政だけの力では行えません。本計画の着実な推進に向けて、村民、地域団体、事業者の皆様のご理解、ご協力とこれまで以上の積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました村民の皆様をはじめ、慎重かつ熱心なご審議を賜りました第5次千早赤阪村総合計画審議会の委員の皆様ならびに関係各位に対し、心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

千早赤阪村長 南本 齋

# 目次

<b>第1章 総合計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 総合計画の趣旨 .....	3
2. 計画の位置付け .....	4
3. 計画の構成と期間.....	5
(1) 計画の構成.....	5
(2) 計画の期間.....	5
4. 策定にあたっての現状.....	6
(1) 本村の概要.....	6
(2) 住民の思い.....	10
(3) 豊かな自然環境・歴史文化との共生.....	14
<b>第2章 基本構想・方針</b> .....	<b>15</b>
1. むらの将来像.....	17
2. むらづくりの基本目標.....	18
(1) 子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら .....	18
(2) 地域の恵みを生かした人がつながるむら .....	18
(3) 心の豊かさをはぐくむむら.....	19
(4) 自然と共生する住みよいむら.....	19
(5) 協働と参画による自立したむら .....	19
3. 将来人口の見通し.....	20
(1) 将来人口の見通し.....	20
(2) 目標人口.....	20
4. 土地利用.....	22

<b>第3章 基本計画</b> .....	<b>23</b>
1. 基本計画の構成 .....	25
(1) 地方創生の推進 .....	25
(2) 総合戦略（重点施策） .....	25
2. 施策体系 .....	26
3. 持続的な開発目標（SDGs） .....	28
4. 基本施策 .....	30
<b>第4章 計画の推進体制と進行管理</b> .....	<b>47</b>
1. 計画の推進体制と進行管理 .....	49
(1) 庁内における計画の推進体制 .....	49
(2) 外部有識者会議による点検 .....	49
(3) PDCA サイクルに基づく計画の進行管理体制 .....	49
2. 重要業績評価指標（KPI） .....	51
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
資料編 .....	55
(1) 第5次総合計画策定経過 .....	55
(2) 関係条例 .....	56
(3) 策定体制図 .....	58
(4) 審議会委員名簿 .....	59
(5) 諮問、答申 .....	60
(6) KPI一覧 .....	62
(7) SDGs 対応表 .....	64
(8) 関係する個別計画 .....	66
(9) 用語集 .....	68

# 第1章

## 総合計画の概要

1. 総合計画の趣旨

---

2. 計画の位置付け

---

3. 計画の構成と期間

---

4. 策定にあたっての現状

---



# 1. 総合計画の趣旨

総合計画は、総合的かつ計画的に行財政運営を推進するため、むらづくりの基本的な理念や目標等の将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするものです。

本村では、2011（平成23）年に「第4次千早赤阪村総合計画」を策定し、「みんなが集う みんなで育む みんなに優しい みんなを結ぶ ちはやあかさか」を将来像として掲げ、むらづくりに努めてきました。

この間、少子高齢化・人口減少が進み、それに伴う地域経済の縮小など、本村を取り巻く環境が変化し、2014（平成26）年4月には大阪府内市町村では初めて過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域に公示され、過疎地域からの脱却を図るため「千早赤阪村過疎地域自立促進計画」を策定し、過疎対策を講じました。

今後も時代の潮流や高度化・多様化している住民ニーズを的確に把握するとともに、長期的な視点で総合的かつ計画的にむらづくりを推進するために、地方創生の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、時代の変化に対応した取組みなども取り入れながら、「第5次千早赤阪村総合計画（以下、本計画という。）」を策定することとします。

※2011（平成23）年に地方自治法が改正され、総合計画の基本構想の策定義務と議会の議決が廃止されたことから、総合計画の策定自体を含め、役割や位置付けについても市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

## 千早赤阪村総合計画の変遷

第1次千早赤阪村総合計画（昭和54年度～平成2年度）

将来像：自然と調和した活気あふれる村づくり

第2次千早赤阪村総合計画（平成3年度～平成12年度）

将来像：みんなで目指す豊かな自然・心・暮らしが広がる“ここせ（金剛山）の里”

第3次千早赤阪村総合計画（平成13年度～平成22年度）

将来像：人・自然・歴史 やすらぎの里—ちはやあかさか

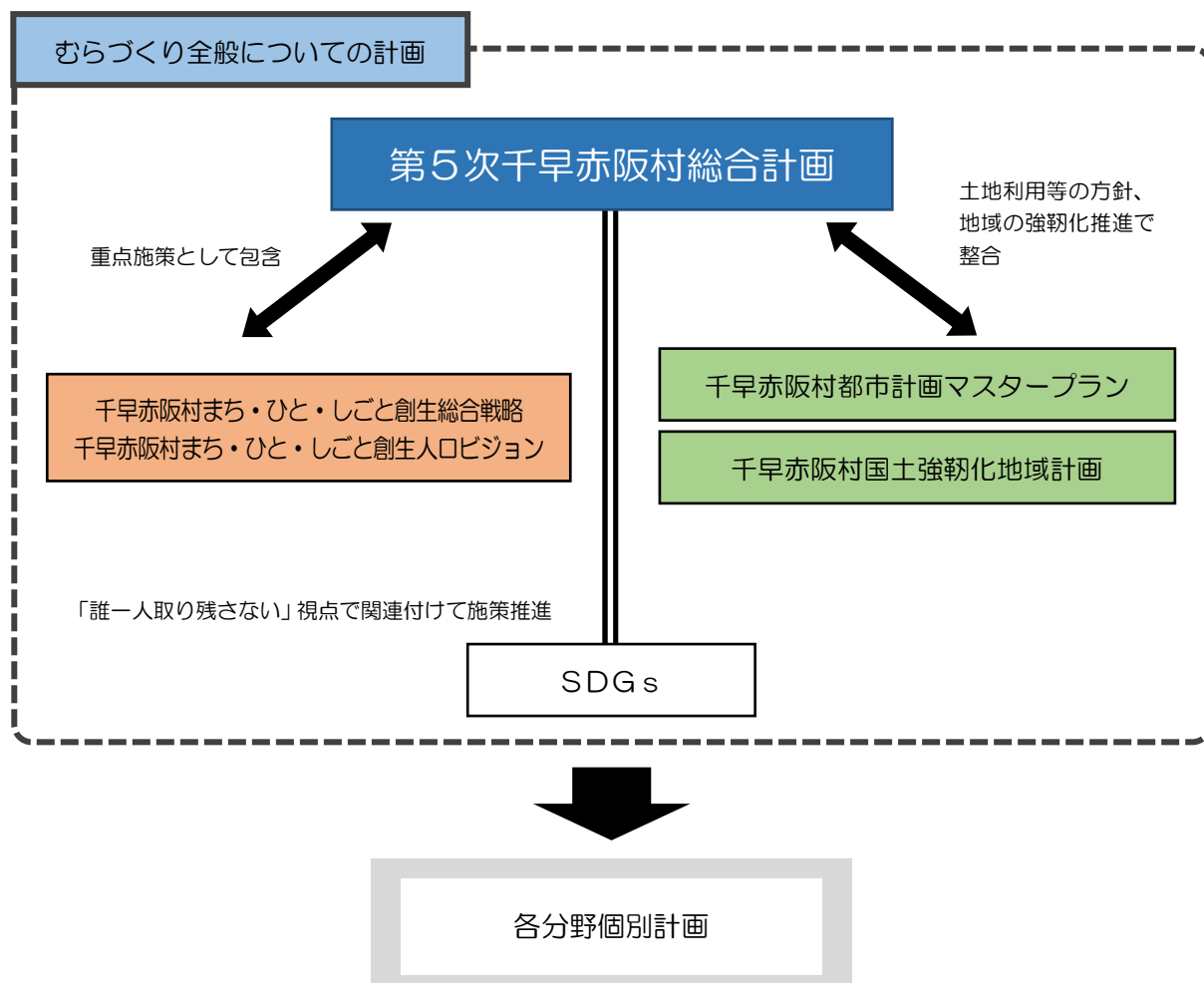
第4次千早赤阪村総合計画（平成23年度～令和3年度）

将来像：みんなが集う みんなで育む みんなに優しい みんなを結ぶ ちはやあかさか

## 2. 計画の位置付け

本計画は、本村が総合的・計画的に村政運営を推進するための基本指針となる最上位計画です。また、基本構想に示す将来人口の目標は、平成 27 年 3 月に策定した「千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を踏まえ、新たに目標を定めるものです。さらに、基本計画で示す施策のうち、重点的に取り組むものは、「第 2 期千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けます。

なお、本計画は住民、地域団体、事業者、行政がむらづくりの将来像を共有し、協働してむらづくりを推進していくための指針となるものです。そのために、様々な形で村に関わる方々の意見を取り入れながら策定を行いました。



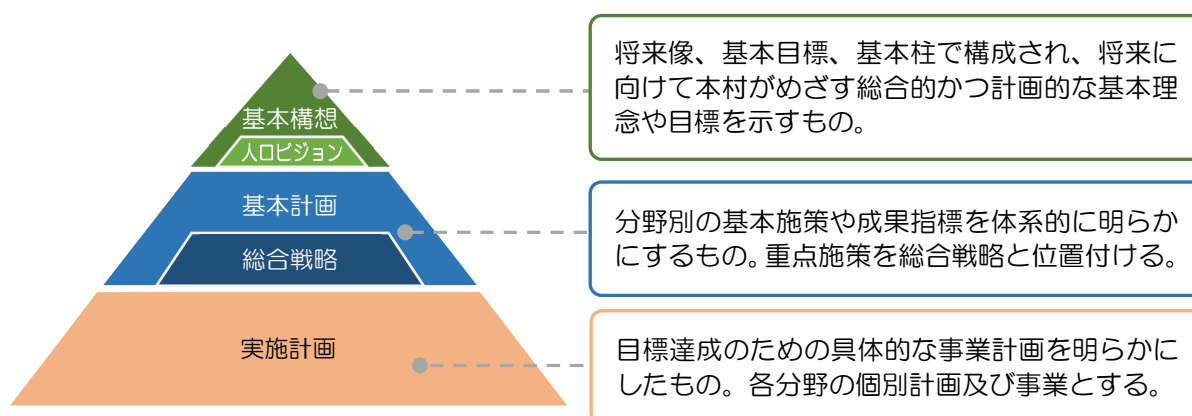


## 3. 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

本計画は、むらづくりの将来像とそれを実現するための基本目標を示す「基本構想」、基本目標ごとの取組みの方向性や数値目標等を定める「基本計画」、基本計画のうち、重点施策を「総合戦略」、基本計画に基づいた各分野の施策を定めた「実施計画」により構成します。

なお、「実施計画」については、基本計画を踏まえて具体的な事業計画を明らかにしたものです。各分野の個別計画も活用し、効率的な施策の実施と評価を行います。



### (2) 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とします。



## 4. 策定にあたっての現状

### (1) 本村の概要

#### ①位置・地勢

本村は、大阪府の南東部、南河内地域に位置し、富田林市、河内長野市、河南町、そして金剛・葛城山地を隔てて奈良県五條市、御所市と隣接しています。府内最高点である金剛山の麓に位置し、豊かな自然に囲まれています。さらに、日本の棚田百選に選定されている「下赤阪の棚田」や、南北朝時代に活躍した楠木正成ゆかりの山城跡や誕生地遺跡等を有しており、大阪市内から国道 309 号線を利用して車で1時間程度というアクセスの良さから、観光に訪れる人も少なくありません。また地域公共交通の基点として村と隣接する市に近鉄長野線富田林駅、近鉄長野線・南海高野線河内長野駅があります。

本村は、1956（昭和 31）年 9 月 30 日に千早村と赤阪村が合併し誕生しました。当時は人口 5,699 人、世帯数 1,093 世帯の村でした。その後、経済成長の波を背景としながら、人口増加が進みました。しかし、昭和から平成に移り人々の生活様式が変わりゆく中で、少子高齢化が進み、「平成の大合併」では 2002（平成 14）年及び 2008（平成 20）年に、近隣市町との合併に臨みましたが、合併には至らず、現在も大阪府で唯一の村として存続しています。

また、2014（平成 26）年 4 月には大阪府で初めて過疎地域として公示されました。以後、過疎地域からの脱却を試みっていますが、2021（令和 3）年 4 月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても過疎地域として公示されています。

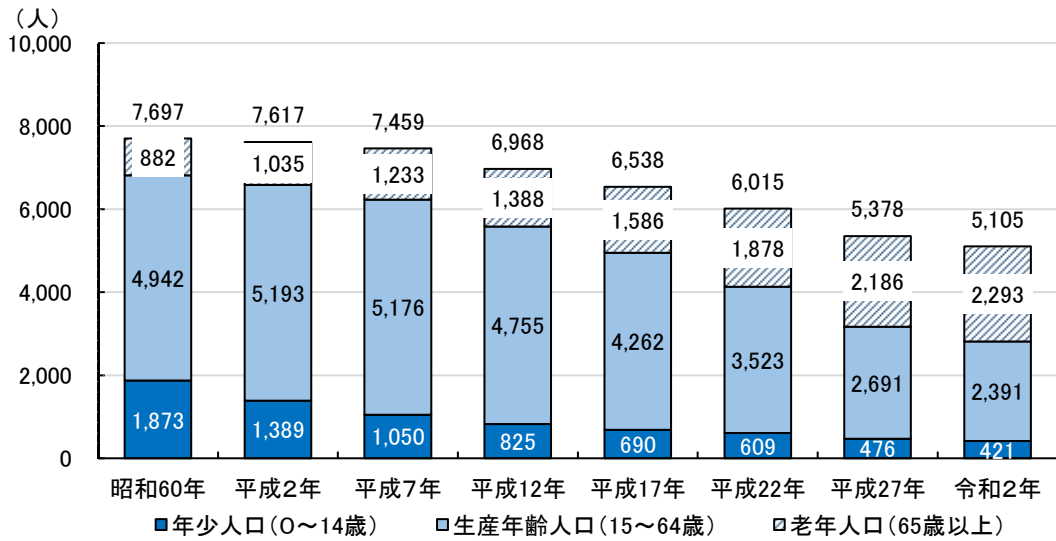


## ②人口

本村の人口は、昭和50年代の小吹台団地への入居により飛躍的に人口が増加しましたが、昭和60年以降は減少の一途をたどり、2020（令和2）年9月末には5,105人（住民基本台帳人口）となっています。年齢区分別の割合では、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化の状況が伺えます。

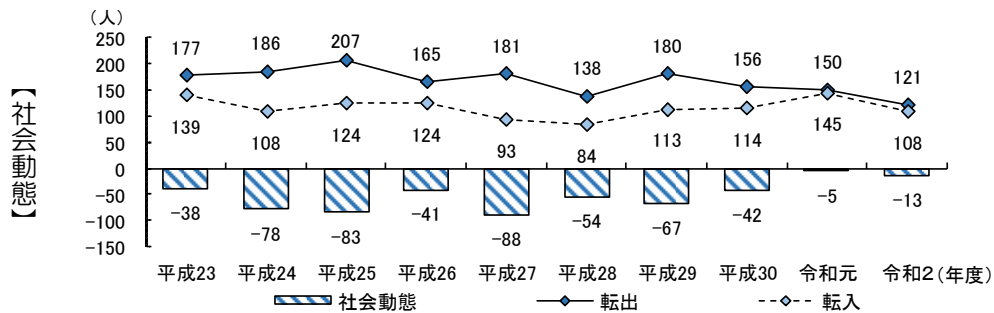
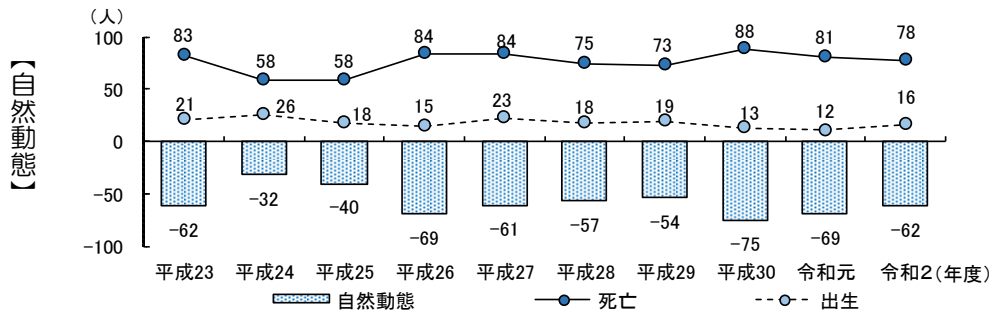
転入出の状況は、転出数が転入数を上回っている状況です。出生数は年々減少しており、合計特殊出生率（平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計）が1.22で、全国や大阪府と比べて低い値になっています。

### ◇年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査、令和2年のみ住民基本台帳人口（9月末）

### ◇人口動態の推移



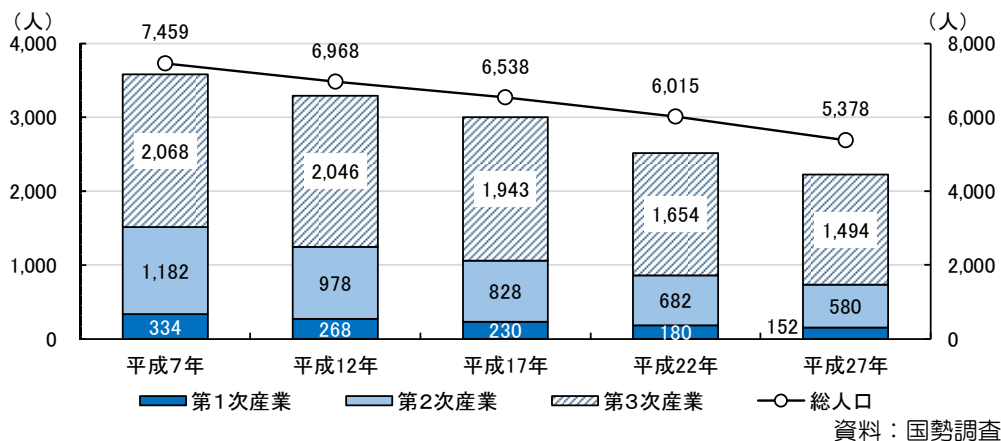
資料：住民基本台帳

### ③産業・就業の状況

産業分類別就業人口は、総人口と比べても大幅な減少傾向で推移しています。また、就業者数の割合で見ると第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

業種別事業所数と構成割合は、大阪府全体の構成割合と比較して、建設業、製造業の割合が高くなっている一方で、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の割合が低くなっています。

◇産業分類別就業人口の推移



◇業種別事業所数と構成割合

	千早赤阪村		大阪府	
	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)
農 林 漁 業	1	0.5	291	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	13	0.0
建 設 業	24	12.1	25,089	6.4
製 造 業	50	25.3	42,680	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	229	0.1
情 報 通 信 業	—	—	5,842	1.5
運 輸 業、 郵 便 業	12	6.1	10,489	2.7
卸 売 業、 小 売 業	31	15.7	99,597	25.3
金 融 業、 保 険 業	—	—	5,442	1.4
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	12	6.1	33,574	8.5
学術研究、専門・技術サービス業	3	1.5	18,083	4.6
宿泊業、飲食サービス業	16	8.1	52,979	13.5
生活関連サービス業、娯楽業	7	3.5	29,366	7.5
教 育、 学 習 支 援 業	7	3.5	11,546	2.9
医 療、 福 祉	12	6.1	34,357	8.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	62	3.0	1,380	0.4
サービス業 (他に分類されないもの)	17	8.6	21,982	5.6
全産業合計	198	100.0	392,939	100.0

資料：経済センサス-活動調査

※平成28年6月1日現在。割合の差が4.0ポイント以上のものについて掲載。

構成割合は小数点以下第2位を四捨五入したものであるため、合計値が100.0%にならない。

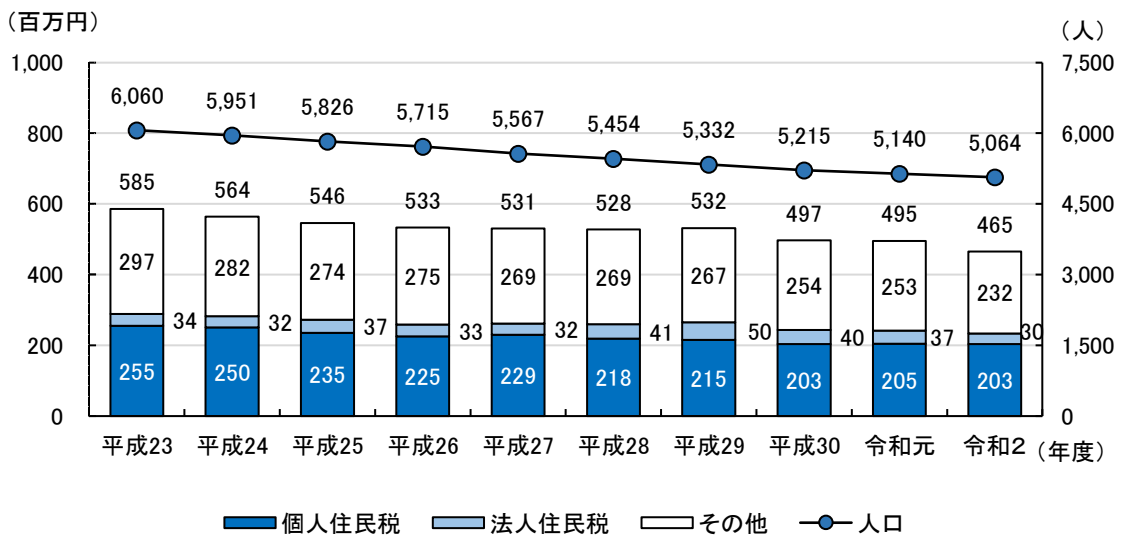
### ④財政の状況

人口減少が続いている中で、自主財源である村税は減少しています。生産年齢人口の減少によって、今後も村税の減少が予測されます。

2014（平成26）年度に過疎地域となり、過疎対策事業債の発行が可能になったことから、地方債残高（村の借金）は増加傾向にあります。新庁舎建設事業や村営の廃止が決定したロープウェイ施設の処理事業など多額の費用を要する事業の予定があり、基金残高（村の貯金）の減少が予測されます。

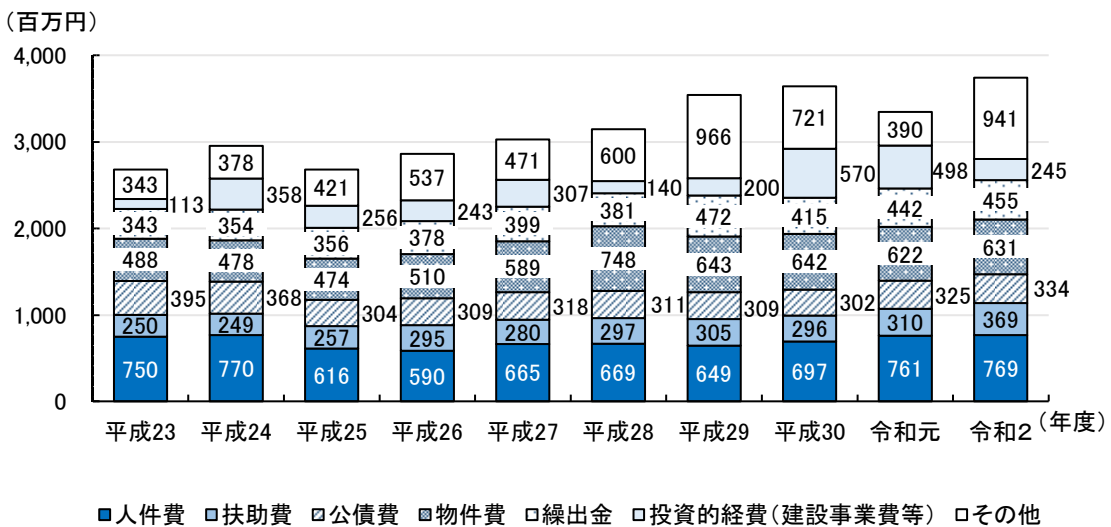
また、高齢化が進み社会保障関係経費（扶助費）が増加傾向になっています。

#### ◇人口と税収の推移



資料：地方財政状況調査、住民基本台帳人口（各年度3月末）

#### ◇普通会計の歳出の推移



資料：地方財政状況調査

## (2) 住民の想い

### ① アンケート調査から見る住民の想い

本計画を策定するにあたって、一般住民向けのアンケート調査と、小中学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

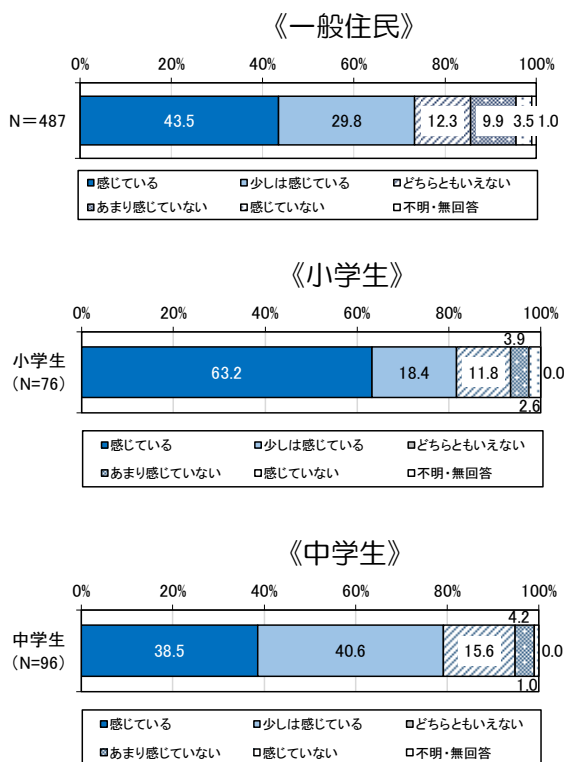
実施日	アンケート名	対象者及び回答数
令和2年3月9日(月) ～3月30日(月)	住民アンケート	村在住 18歳以上の男女 1,000人 487通(有効回答率48.7%)
令和2年11月19日(木) ～12月10日(木)	小中学生アンケート	村内小学生(5年生、6年生)76人中76人、 中学生 99人中96人

住民アンケート結果では、約半数がずっと村に住み続けたいと考えており、豊かな自然や歴史資源があることに対するシビックプライドが見受けられます。

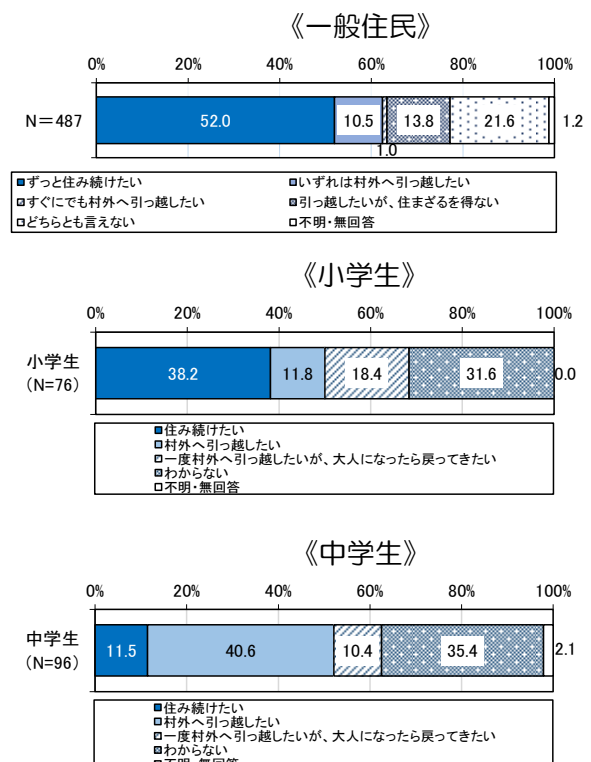
一方で、村外への交通の利便性(アクセス)や買い物をする場所(商業施設)が少ないといった日常生活を送る上で必要なものが不足していると感じており、2010(平成22)年調査と比べても、住民が感じている点に大きな変化は見られません。

小中学生アンケート結果では、村に対する愛着はかなり高く(愛着を「感じている」「少しは感じている」の合計)なっていますが、住み続けたいと考えている割合が約2割となっていることは、大きな課題となっています。

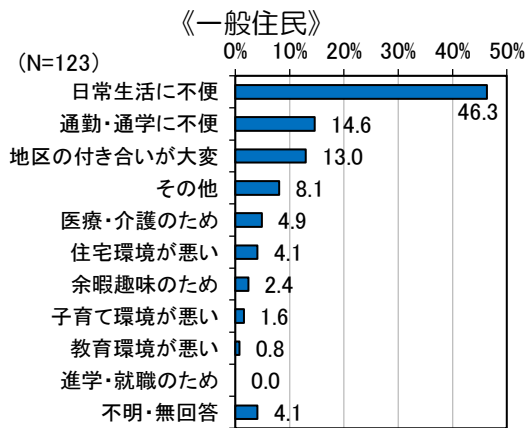
◇千早赤阪村に愛着や誇りを感じているか



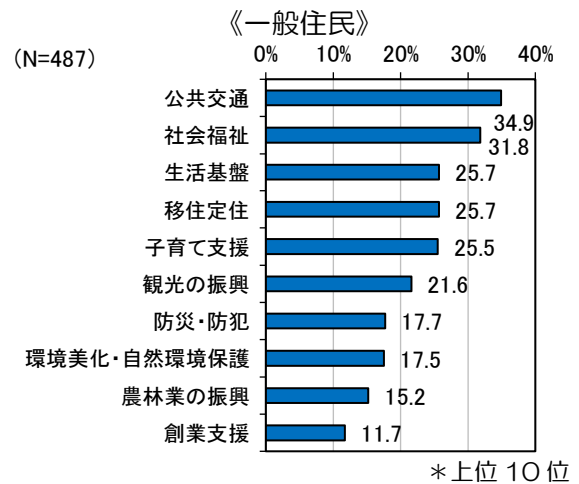
◇千早赤阪村に住み続けたいか



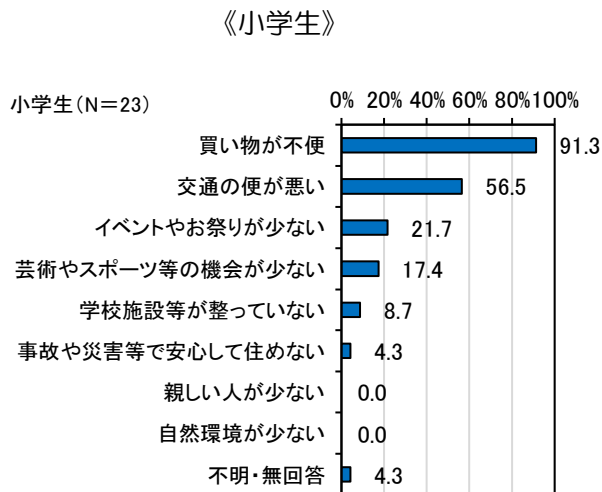
◇千早赤阪村から引っ越したい理由



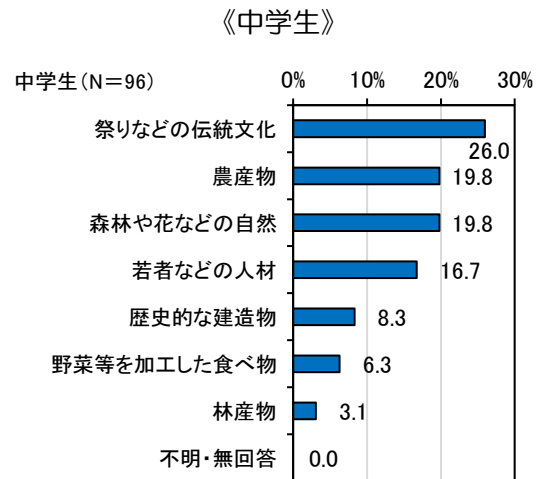
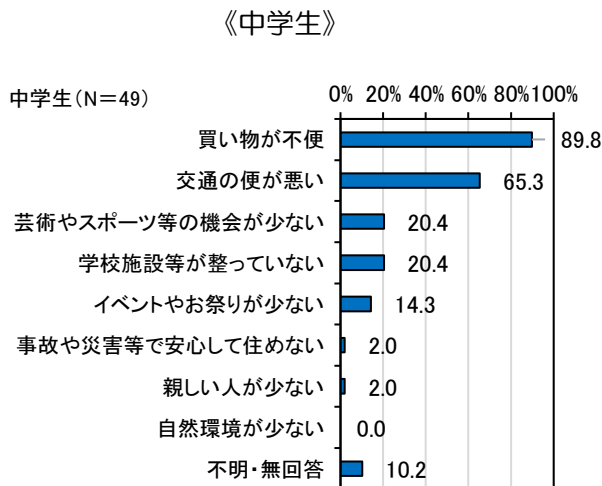
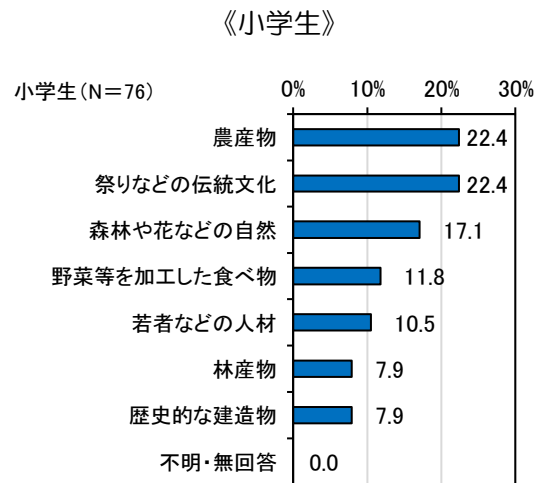
◇むらづくりをする上で重点的に  
行うべき分野



◇千早赤阪村から引っ越したい理由



◇千早赤阪村を活気づかせるために  
活かせばよいところ



\* 選択肢を要約して掲載

## ②ワークショップから見る住民・団体の思い

本計画を策定するにあたって、住民及び村内で活動する団体の意見を取り入れるためのワークショップ（書面）、ヒアリング（書面）を実施し、本村のよいところや望むことなどの意見がありました。

実施日	会議名	参加者
令和2年11月19日（木） ～12月25日（金）	関係団体ヒアリング（書面）	20 団体
令和3年1月20日（水）～25日（月）	住民ワークショップ（書面）	6名

### ①子育て・健康・医療・福祉に関すること

関係団体ヒアリング	住民ワークショップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●若者に魅力あるむらづくりが必要。</li> <li>●健康づくり活動に参加しやすい環境づくりが必要。</li> <li>●関係者が連携した福祉や地域医療等の継続を考えていかなければならない。</li> <li>●地域拠点の確保や環境整備、人材育成をしていかなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人と人のつながりが身近で、一体感がある。</li> <li>●子どもの育児、教育がしやすく、良い環境に恵まれている。</li> <li>●より子育てがしやすい環境づくりが必要。</li> <li>●高齢者福祉や移動手段の充実が求められている。</li> <li>●孤立する世帯が増えており、コミュニティの醸成や活性化が必要。</li> </ul>

### ②農林業・商工業・観光・コミュニティに関すること

関係団体ヒアリング	住民ワークショップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業者自身の意識向上や地域ぐるみの対策が必要。</li> <li>●後継者を育成する環境づくりが喫緊の課題。</li> <li>●観光PRや企業・店舗の誘致、大学等との協力・連携をしていかなければならない。</li> <li>●史跡・文化財等、今ある財産を活用していくことが大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然に恵まれ里山の原風景が残っている。</li> <li>●大阪市内へ出やすく、村内から都会の風景が見られる。</li> <li>●農地や空き地の活用、企業誘致が必要。</li> <li>●農業やアウトドアでイノベーションをしていくことが必要。</li> <li>●道の駅や観光案内所、観光スポット作り、飲食店の増加、特産品の開発などを進める。</li> <li>●ホームページやSNS等、村の良さを発信。</li> </ul>



③教育・文化・生涯学習・スポーツ・人権に関すること	
関係団体ヒアリング	住民ワークショップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化、芸術活動の深度化、イメージアップが必要。</li> <li>●文化振興活動の紹介や仲間づくりの促進、ICT技術の活用などが求められている。</li> <li>●イベントの開催、ニュースポーツの発掘に積極的に取り組むことが大切。</li> <li>●文化・体育施設の運用見直しが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●太平記の里。史跡・歴史遺産がある。</li> <li>●教育が少人数制で目が届きやすく、世代間で深い交流ができる。</li> <li>●古い文化がまだ息づいている。</li> <li>●保幼小中を一か所にするなど、教育の充実が求められている。</li> <li>●史跡公園に向けた史跡の整備化が必要。</li> </ul>

④防災・防犯・道路・交通・環境保全に関すること	
関係団体ヒアリング	住民ワークショップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害や新型コロナウイルス感染症等から「村民の命を守る」むらづくりが必要。</li> <li>●防犯に対する日常の意識向上や人材確保が求められている。</li> <li>●消防団員の確保、企業や学校等との連携をしていくことが大切。</li> <li>●むらづくり提案を掘り下げる土壌醸成など、住民主体のむらづくりを進めていくとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●治安が良く、暮らしやすい。</li> <li>●道路や街灯の整備が必要。</li> <li>●公園、駐車場の管理を推進していかなければならない。</li> <li>●いくつになっても動ける交通手段の充実を図る必要がある。</li> </ul>

⑤協働・行政経営に関すること	
関係団体ヒアリング	住民ワークショップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と連携しながら地域課題を解決する体制づくりが必要。</li> <li>●地域ごとの活動の合理化、自立の促進をしていかなければならない。</li> <li>●むらづくりには住民の議論を活かしていくことが大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出張（移動）役場の開設、情報発信に取り組んで欲しい。</li> <li>●様々な情報源で発信して欲しい。</li> <li>●村民とのつながり、役場・議員・村民・民間団体が協力したビジョンづくりが必要。</li> <li>●民間が主導で進められるむらづくりができるとよい。</li> </ul>

### （3）豊かな自然環境・歴史文化との共生

大阪府内最高点であり、村のシンボルでもある金剛山は、古くは古事記や日本書紀の時代から山岳信仰の舞台として崇められてきた歴史があります。金剛生駒紀泉国定公園にも指定されており、自然の宝庫として季節を問わず多くの登山客、家族連れなどでにぎわっています。日本の棚田百選にも選ばれた下赤阪の棚田等、豊かな自然環境に恵まれており、美しい田園風景が村内に広がっています。

また、14世紀南北朝時代に活躍した楠木正成の生誕地でもあり、村内には楠公誕生地や千早城址をはじめとする数多くの楠公ゆかりの史跡等、歴史資源にも恵まれています。

本村の自然環境や歴史文化は、住民や小中学生のアンケート、ワークショップでも、村のイメージ、愛着や誇りを感じるものとして世代を超えて共有されている村の貴重な資源です。

一方で近年は集中豪雨による災害やこれらの資源を保全する担い手の減少や高齢化も懸念されるため、いかにして次世代に守り継いでいくかを考えていく必要があることも忘れてはなりません。

次世代に守り継ぐ資源を磨き、組み合わせ、共に生きていくむら、住む人、訪れる人が心地よさや安らぎを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思う持続可能なむらづくりを進めていく必要があります。



# 第2章

## 基本構想・方針

1. むらの将来像

---

2. むらづくりの基本目標

---

3. 将来人口の見通し

---

4. 土地利用

---



## 1. むらの将来像

将来像は、本村が8年間にめざす村の姿を示すものであり、今後のむらづくりを推進する際の象徴として位置付けられるものです。

元気なあいさつで みんなで創る

### 『唯一』と である 金剛山のむら

#### 「金剛山のむら」

はるか昔から、村では金剛山を「ここせ」と呼び親しんできました。

この「金剛山のむら」には金剛山や楠木正成をはじめとした、村でしか感じるることができない日々移りかわる自然の恵みや豊かで誇れる歴史のもとでの営みがあります。

#### 「元気なあいさつ」

ご近所や地区内での人と人との心の距離が近く、あたたかい地域のコミュニティが息づいており、元気なあいさつが交わされ、心地よいつながりを感じることができます。

#### 「みんなで創る」「『唯一』とである」

このかけがえのない村を未来につなぐには、行政の力だけでは解決できない課題が生じています。住民や地域団体、事業者、行政、そして村外の人々も交えた絆を結び、多くの健やかな笑顔と、「村にしかない唯一のもの」とである、「行ってみたい・住んでみたい・住み続けたい金剛山のむら」をみんなで創りましょう。

みんなが、元気なあいさつで、つながりを持ち、村への愛着を深め、『唯一』と である 金剛山のむら」を創りましょう。

- 元気なあいさつで、共に活力を分かちあい、いつまでも活躍できるむらを創りましょう。
- 元気なあいさつで、絆を結び、尊重し、支えあえるむらを創りましょう。
- 『唯一』と であるむらを創り、元気なあいさつでお出迎えしましょう。

## 2. むらづくりの基本目標

将来像の実現に向けては、様々な取組みを横断的に進めていくことが必要です。住民や地域団体、事業者、行政等、関係する主体が一体となったむらづくりをしていくためには、イメージや方向性を共有することが不可欠です。

このため、本村のむらづくりの目標をより具体的に示すことで、住民、地域団体、事業者と行政が協働で取組むきっかけにしていきます。

### 【(1) 子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら

(～ 基本柱Ⅰ. 子育て・健康・医療・福祉 ～)

本村では、少子高齢化・人口減少が進んでいます。今後、むらを維持していくためには、子育てをしやすいむらづくりを進めることで、住民が住み続けたいと思える、村外の人々が住んでみたいと思える取組みを進めることが必要です。

また、高齢化が進むことにより高齢者をはじめ、医療や福祉のニーズが増大しつつあります。これを解消するために、医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、地域の中で困っている人がいれば互いに支えあうことができる地域共生社会の実現に向けて、住民とともに思いやりにあふれた地域づくりを進めます。これらの取組みを進めることで、“子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら”をめざします。

### 【(2) 地域の恵みを生かした人がつながるむら

(～ 基本柱Ⅱ. 産業・地域振興・観光 ～)

本村の人口減少の要因として、村内に働く場所が少ないことがあげられます。働く場所がなければ、安心して子育てや村外への人の流出は抑制できません。これを踏まえ、既存産業の振興はもちろんのこと、新しい働き方として注目されているワーケーションやテレワーク等の誘致を検討し、働きやすい環境づくりに努めます。

一方で、農林業の振興については、担い手の減少や高齢化が進んでおり、農林業の維持のために、担い手の確保・人材育成や、農地や山林の保全についても取組みます。さらに、6次産業化等の活用の方針についても検討を進め、本村の農林業の活性化に努めます。

また、観光や地域コミュニティの形成には、交流人口のみならず、村内外の人々の交流を深め、地域づくりの担い手としての関係人口の増加によって、村を活性化させ、“地域の恵みを生かした人がつながるむら”をめざします。

### 【(3) 心の豊かさをはぐくむむら

(～ 基本柱Ⅲ. 教育・文化・生涯学習・人権 ～)

心の豊かさをはぐくむうえで、子育て支援の充実と並んで教育を充実することが重要です。教育を充実させることにより、子どもたちの能力と感性を高め、将来の村を担う人材へと成長してもらえる環境づくりをめざします。また、教育を通して、村を大切に思う気持ちを醸成し、村への愛着を持ってもらうことも必要です。

さらに、子どもに限らず、大人になっても生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等を通して学び続けられる環境を作ることで、“心の豊かさをはぐくむむら”をめざします。

### 【(4) 自然と共生する住みよいむら

(～ 基本柱Ⅳ. 安全・安心・生活基盤・環境 ～)

近年、日本全国で大規模の地震や台風等による災害が頻発しており、防災意識の向上が見られます。災害が起こっても、安全・安心に暮らすことができる強いむらづくりが求められています。

また、本村には公共交通機関が少なく、村内に日用品を買うことができる商業施設も少ないことから、生活の利便性を望む声が多くなっています。生活の利便性が向上することで、人口の流出を抑制することができることも考えられます。

さらに、本村は大阪府随一の自然環境を有しており、これらを守っていくことも必要です。生活を便利に、そして安心に暮らせる環境づくりと豊かな自然の保全を進めることで、“自然と共生する住みよいむら”をめざします。

### 【(5) 協働と参画による自立したむら

(～ 基本柱Ⅴ. 協働・行政経営 ～)

住民ニーズは多様化していますが、人口減少により人的資源や税収に限られるようになり、幅広い分野での手厚い公的サービスの提供体制を維持することが難しくなっています。今後は、住民の「自助」・「共助」や、協働のむらづくりを進め、住民同士で解決できることは解決してもらいながら、住民だけでは難しい取組みを公的サービスで補う仕組みや重点的に取組む分野づくりが必要です。

今後も、新たな行政課題が発生することも考えられることから、地方創生や自治体DX、過疎対策等の取組みを活用して、持続可能なむらづくりを進めるために、“協働と参画による自立したむら”をめざします。

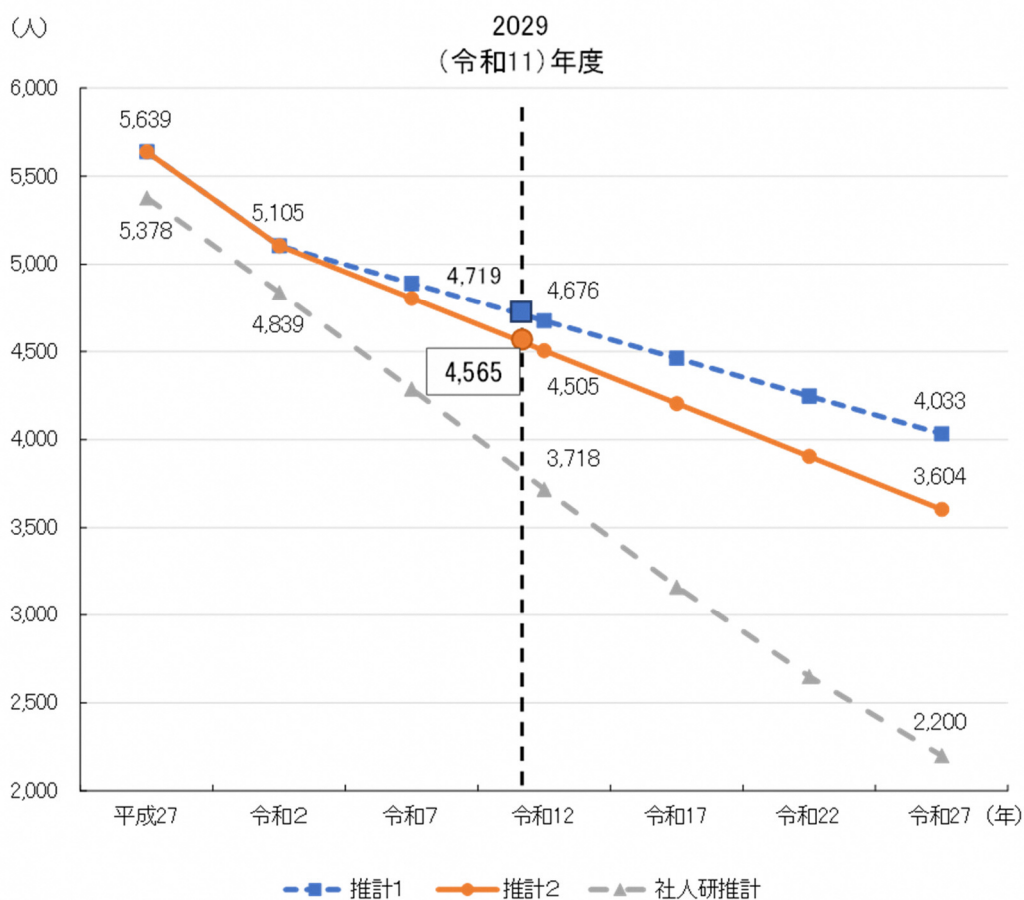
## 3. 将来人口の見通し

### (1) 将来人口の見通し

2018（平成30）年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本村の人口は2045（令和27）年には2,200人となり、2015（平成27）年の5,378人と比較すると、3,178人減少すると予測されています。

また本村は、平成2年から平成27年の国勢調査人口の減少率が29.4%となり、2021（令和3）年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域として公示されました。

過疎地域の人口要件を参考に2パターンの人口推計を行いました。



### (2) 目標人口

少子高齢化や人口減少が進む中、出産・子育てがしやすい環境づくりや、移住・定住の促進など持続可能なむらづくりを展開します。

現状から予想される人口減少を受け入れるのではなく、次のような目標人口を定め、積極的な施策を展開します。

2029（令和11）年度 4,565人



## 将来人口の見通し（人口推計）

- ・ 過疎地域の人口要件は、25年間（平成2年→平成27年）の人口減少率が21%以上
- ・ 平成2年国勢調査（7,617人）と比較し、平成27年国勢調査（5,378人）の人口減少率は29.4%
- ・ 推計1及び推計2は住民基本台帳人口から推計

推計1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020（令和2）年から25年後の2045（令和27）年の人口減少を21.0%と推計した場合、推計1は、（令和2）5,105人→（令和27）4,033人（▲21.0%）</li> <li>・ 2030（令和12）年に合計特殊出生率が1.80、社会増減が±0人</li> <li>・ 転出が半減し、転入が5年間で180人（ファミリー世帯が30世帯、高齢者世帯が15世帯、若者単身世帯が30世帯）</li> </ul>
推計2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020（令和2）年から25年後の2045（令和27）年の人口減少を29.4%と推計した場合、推計2は、（令和2）5,105人→（令和27）3,604人（▲29.4%）</li> <li>・ 2030（令和12）年に合計特殊出生率が1.60、社会増減が±0人</li> <li>・ 転出が半減し、転入が5年間で49人（ファミリー世帯が10世帯、高齢者世帯が2世帯、若者単身世帯5世帯）</li> </ul>
社人研推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立社会保障・人口問題研究所が2018（平成30）年に公表した日本の地域別将来推計人口で国勢調査人口から推計</li> </ul>

- ・ 年齢区分別人口割合（推計1） （単位：人・%）

	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
総計	5,639	5,105	4,891	4,676	4,462	4,247	4,033
0～14歳	494	421	428	491	560	599	598
15～64歳	2,868	2,391	2,196	2,108	2,027	1,926	1,922
65～74歳	1,291	1,119	822	609	534	577	524
75歳～	986	1,174	1,445	1,468	1,341	1,145	989
高齢化率	(40.4)	(44.9)	(46.3)	(44.4)	(42.0)	(40.5)	(37.5)

- ・ 年齢区分別人口割合（推計2） （単位：人・%）

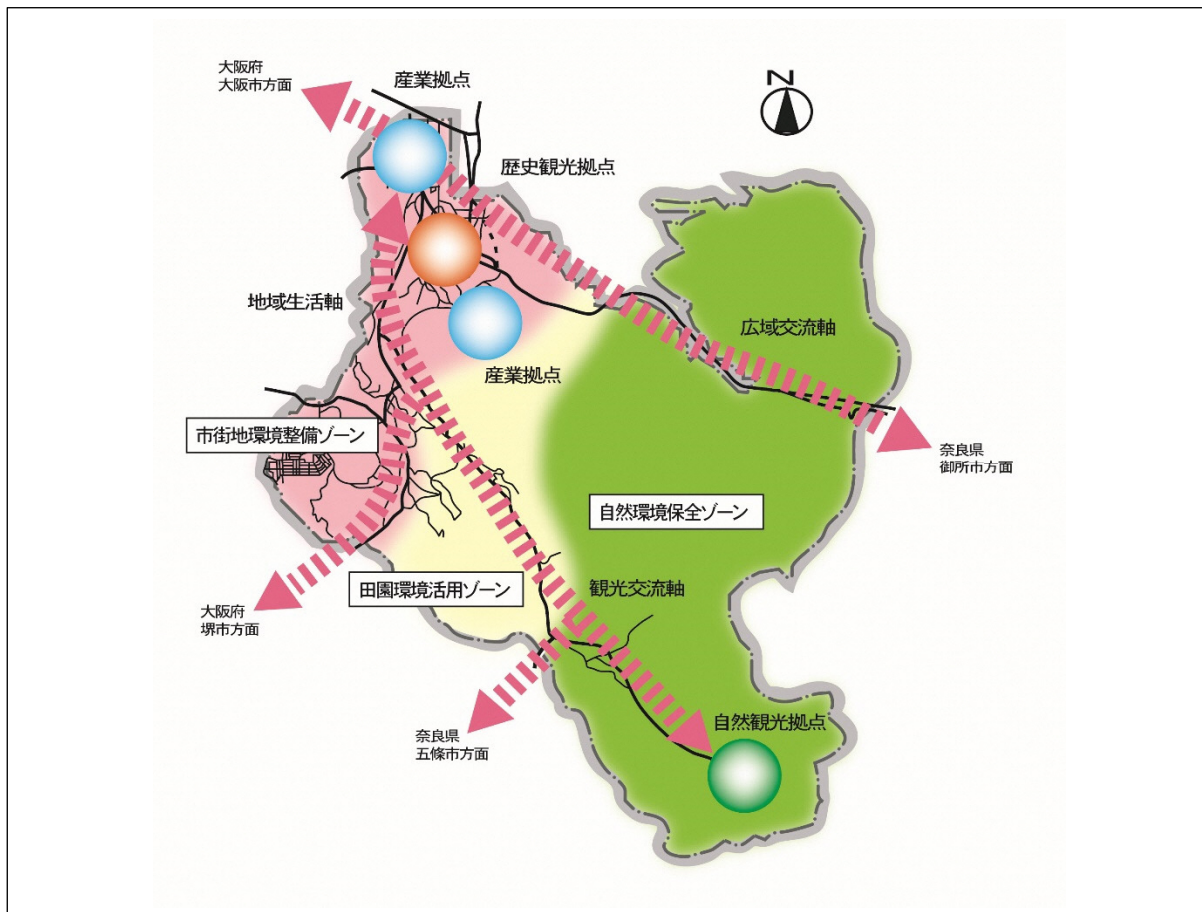
	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
総計	5,639	5,105	4,805	4,505	4,204	3,904	3,604
0～14歳	494	421	420	473	528	550	535
15～64歳	2,868	2,391	2,158	2,031	1,912	1,772	1,716
65～74歳	1,291	1,119	807	586	502	531	469
75歳～	986	1,174	1,420	1,415	1,262	1,051	884
高齢化率	(40.4)	(44.9)	(46.3)	(44.4)	(42.0)	(40.5)	(37.5)

- ・ 年齢区分別人口割合（社人研推計） （単位：人・%）

	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
総計	5,378	4,839	4,287	3,718	3,163	2,651	2,200
0～14歳	476	393	281	213	158	118	91
15～64歳	2,698	2,163	1,815	1,523	1,247	931	692
65～74歳	1,275	1,120	757	550	473	515	485
75歳～	929	1,163	1,434	1,432	1,285	1,087	932
高齢化率	(41.1)	(47.2)	(51.1)	(53.3)	(55.6)	(60.4)	(64.4)

## 4. 土地利用

土地利用方針として、第4次総合計画の考え方を継承することとします。秩序ある開発を誘導し、活力ある市街地と良好な景観を基調としたむらづくりのため、ゾーニングを設定し土地利用を図ります。



土地利用	市街地環境整備ゾーン	本村北側に位置し、集落地、住宅地、工場地等が集積する地域
	田園環境活用ゾーン	棚田等の農山村風景が広がる本村の中央部の山林及び田園地域
	自然環境保全ゾーン	金剛葛城山系で国定公園指定がなされている緑豊かな自然地域
軸形成	広域交流軸	国道 309 号（河南赤阪バイパスを含む）を中心とする大阪府中央部と奈良県御所市方面を結ぶ広域軸
	観光交流軸	本村に点在する観光施設及びレクリエーション拠点を結ぶ主に府道富田林五条線を中心とする都市軸
	地域生活軸	本村の北部市街地と西部市街地を結ぶ連絡道路で、市街地環境整備ゾーンの骨ともなる基本軸
拠点形成	産業拠点	大森地区・森屋北西部地区等の工業や商業といった都市機能の集積をめざす拠点
	歴史観光拠点	楠木正成にまつわる歴史資源が集積する地区で、交流人口の拡大をめざす拠点
	自然観光拠点	金剛山登山口及びままとまった公共施設の跡地等で、宿泊施設、レクリエーション施設、飲食施設、研修施設等の集積整備をめざす拠点

# 第3章

## 基本計画

1. 基本計画の構成

---

2. 施策体系

---

3. 持続的な開発目標（SDGs）

---

4. 基本施策

---



# 1. 基本計画の構成

基本計画は、基本構想の将来像を達成するため、施策体系に基づき基本施策を明らかにするものです。基本計画は施策の立案でもあることから、全職員が問題意識をもって積極的に関わります。

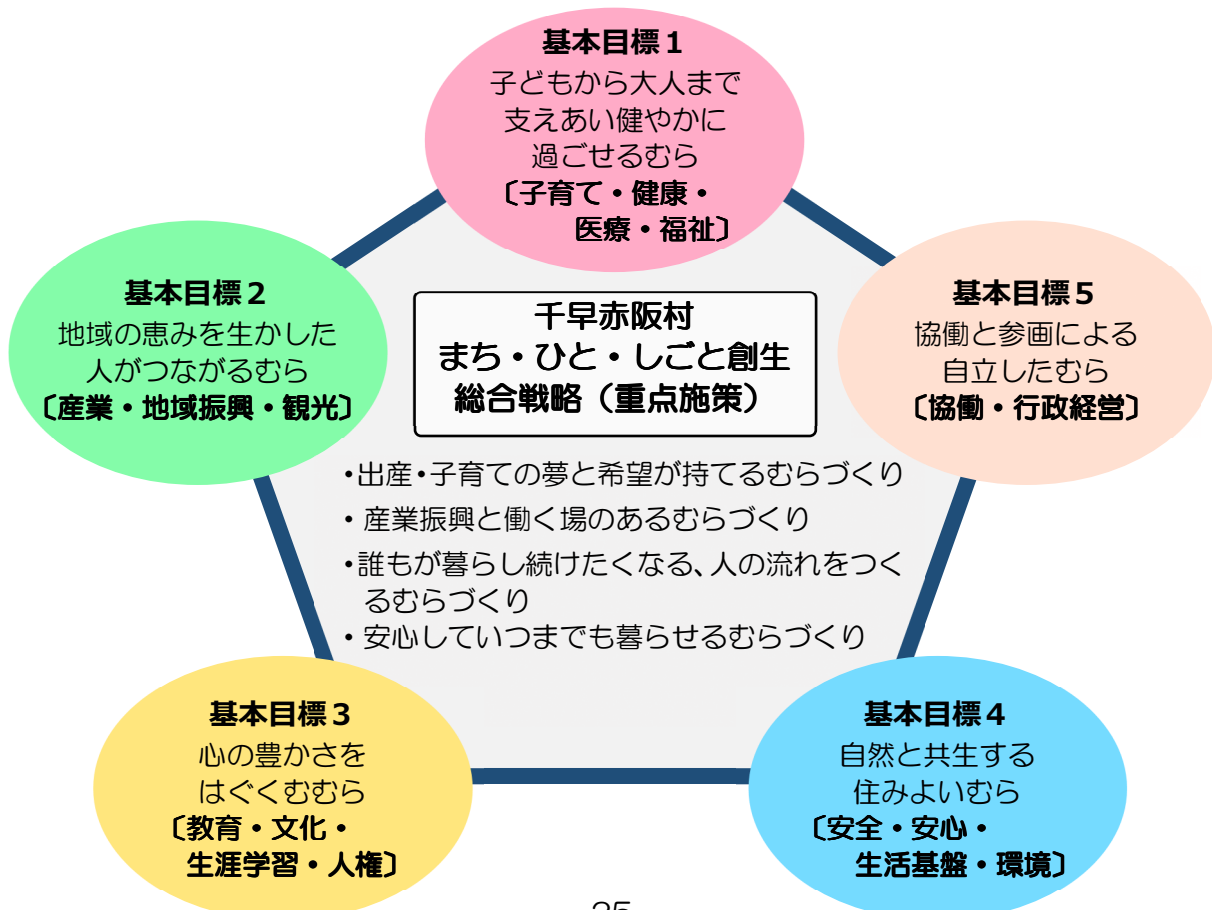
## （1）地方創生の推進

少子高齢化や人口減少社会の中で、国では、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、2014（平成26）年12月に閣議決定しました。

これを受けて、本村でも2015（平成27）年度に「千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、出生率の向上や人の流れの創出、働く場づくり等、持続可能なむらづくりのために地方創生の推進に努めてきました。

## （2）総合戦略（重点施策）

基本計画で示す施策のうち、重点的に取り組むものは、「第2期千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けし、地方創生に特化した重点施策として、施策の方向性を明らかにします。



## 2. 施策体系

将来像とむらづくりの基本目標の実現を図るため、分野別に取り組むむらづくりの基本施策を次のように定めます。

基本構想（令和4年度～令和11年度）			
将来像	基本目標（総合戦略）	基本柱	基本施策
『唯一』と『とであえる 金剛山 <small>こごせ</small> のむら』 元氣なあいさつでみんなで創る	(1) 子どもから大人まで 支えあい健やかに 過ごせるむら	I. 子育て・健康・ 医療・福祉	1 子育て支援の推進
			2 健康増進・疾病予防の推進
			3 福祉の充実
	(2) 地域の恵みを 生かした人が つながるむら	II. 産業・地域 振興・観光	4 地域産業の振興
			5 観光・交流の促進
			6 移住・定住の促進
	(3) 心の豊かさを はぐくむむら	III. 教育・文化・ 生涯学習・ 人権	7 学校教育の推進
			8 社会教育の充実
			9 歴史文化の保存・活用
			10 人権の尊重
	(4) 自然と共生 する 住みよいむら	IV. 安全・安心・ 生活基盤・ 環境	11 安全・安心の推進
			12 生活基盤の維持と充実
			13 自然・環境との共生
	(5) 協働と参画に よる 自立したむら	V. 協働・行政経営	14 協働と参画のむらづくり
			15 持続可能な自立したむらづくり
			16 シティプロモーションの充実

基本計画	第2期総合戦略 (横断的重点施策)
めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心していつまでも暮らせるむら</li> <li>・ 誰もが暮らし続けたいとなる、人の流れをつくるむら</li> <li>・ 産業振興と働く場のあるむら</li> <li>・ 出産・子育ての夢と希望が持てるむら</li> </ul>
安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら	
心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら	
生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら	
地域の恵みが活きる元気なむら	
何度も来たいと思う、人がつながるむら	
住みたい、住み続けたいむら	
未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら	
生涯学び、楽しむことができるむら	
歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら	
お互いに尊重し合えるむら	
安全・安心に暮らせるむら	
便利で安全な生活基盤のあるむら	
快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら	
みんなのできることを考えるむら	
持続可能な自立したむら	
みんなが知りたい、みんなが知っているむら	

## 3. 持続的な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: エスディーゼーズ) は、2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 (令和 12) 年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざすための 17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

### ■本村における SDGs の位置付け

本村では、人口減少や地域経済の縮小を克服し、人々が安心して暮らせるような、持続可能なむらづくりと地域活性化を実現するため、SDGs の考え方を本計画に取り入れ、SDGs のめざすゴール等を関連付けて一体的に推進します。

本計画で展開する施策が、この国際目標のどのゴールに向かっているものなのかを設定し、下のマークを使って表示します。



引用：国際連合広報センター

### ■SDGs17 のゴールの概要



【貧困】

#### 1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【飢餓】

#### 2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する





【保護】

3. すべての人に健康と福祉を  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【ジェンダー】

5. ジェンダー平等を実現しよう  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



【エネルギー】

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



【イノベーション】

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう  
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【都市】

11. 住み続けられるまちづくりを  
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



【気候変動】

13. 気候変動に具体的な対策を  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【陸上資源】

15. 陸の豊かさを守ろう  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



【実施手段】

17. パートナーシップで目標を達成しよう  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



【教育】

4. 質の高い教育をみんなに  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



【水・衛生】

6. 安全な水とトイレを世界中に  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【成長・雇用】

8. 働きがいも経済成長も  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



【不平等】

10. 人や国の不平等をなくそう  
各国内及び各国間の不平等を是正する



【生産・消費】

12. つくる責任つかう責任  
持続可能な生産消費形態を確保する



【海洋資源】

14. 海の豊かさを守ろう  
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

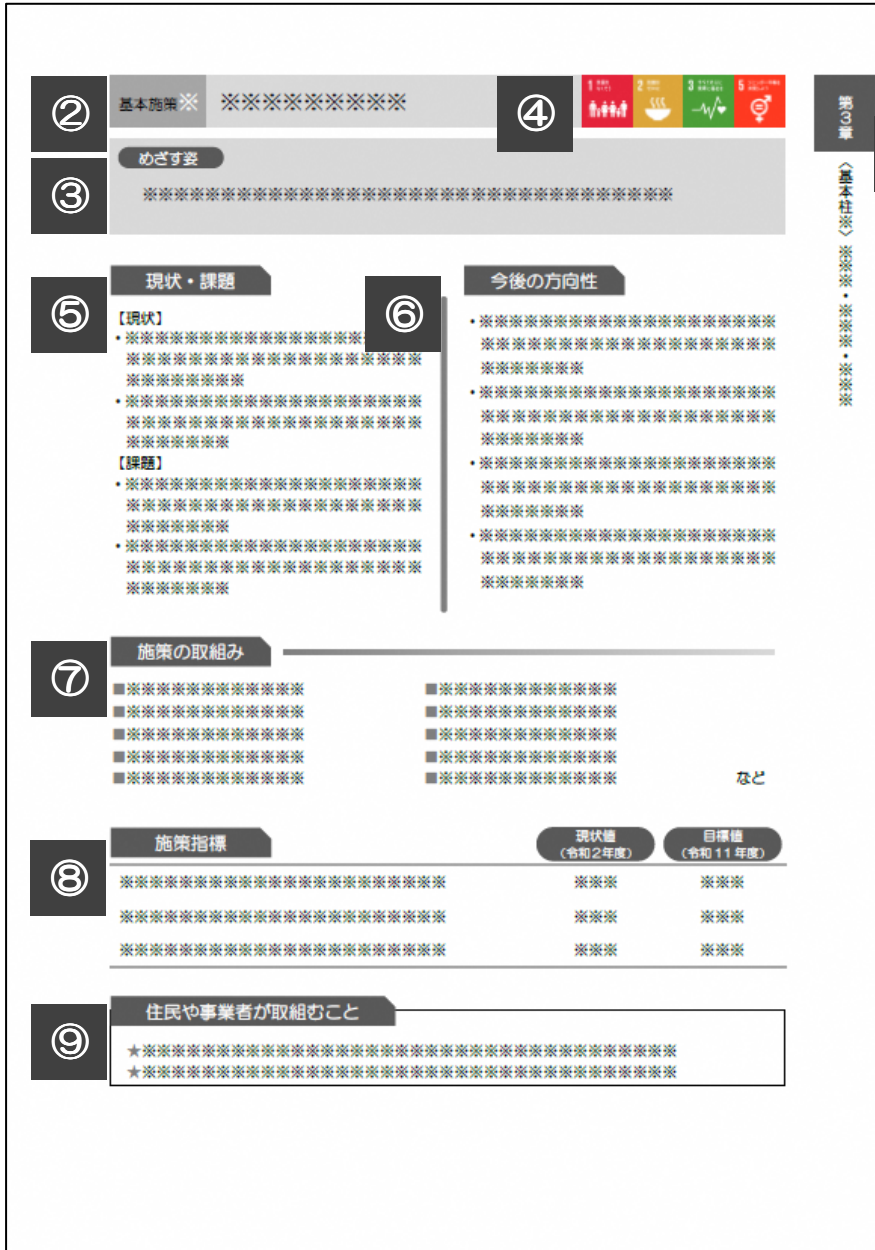


【平和】

16. 平和と公正をすべての人に  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



# 4. 基本施策



① 基本柱	⑥ 今後の方向性
基本柱を示しています。	8年間の取組みの方向性を示しています。
② 基本施策	⑦ 施策の取組み
基本施策名を示しています。	基本施策に対応する事業を示しています。
③ めざす姿	⑧ 施策指標
8年後にめざす姿を示しています。	8年後に向けた進捗管理の指標を設定しています。
④ SDGs アイコン	⑨ 住民や事業者が取組むこと
基本施策に対応するSDGsのゴールを示しています。	住民や事業者が取組むことを示しています。
⑤ 現状・課題	
基本施策における現状・課題を示しています。	

めざす姿

安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら



現状・課題

【現状】

- 保健センター内に「地域子育て支援拠点」「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の3つの拠点を設置し、妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を強化しています。
- 幼児教育・保育の無償化、子ども医療費等を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減などの様々な支援をしています。

【課題】

- 近年の年間出生数は15人前後で推移し、減少傾向が続いています。
- 多様化する子育て世帯の働き方等、様々なニーズに対応できる取組みが必要です。

今後の方向性

- 子育て関係の支援を充実し、子どもを安心して産み、健やかに育てる、切れ目のない支援の環境をつくります。
- 認定こども園の運営を支援し、就学前の子どもに一体的な幼児教育・保育を提供します。
- 一人ひとりに寄り添う相談支援を行い、様々なニーズに対応します。
- 子育て支援情報を幅広く発信し、村で子育てを行う魅力を村内外に広めます。

施策の取組み

- 妊産婦健診、妊婦歯科健診の推進
- 認定こども園の運営支援
- 子育て応援、出産祝い関係事業の推進
- 子育て支援ヘルパーの派遣
- 相談窓口の周知、充実
- 地域子育て支援拠点の運営
- 産後ケア関係事業
- 児童虐待防止への取組み
- 保健センターの整備
- 出生時の保健師による家庭訪問 など

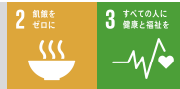
施策指標

施策指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
この地域で、今後も子育てをしたいと思う人の割合 (4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健診時アンケート)	73.3%	80%
年少人口割合(0~14歳)	8.0%	10.1%
地域子育て支援拠点事業 未就学児1人あたりの利用回数(年間)	5.0回	5.2回

住民や事業者が取組むこと

- ★子育て家庭に声かけをして、孤立する親子をなくしましょう。
- ★地域の子どもたちを見守りましょう。

基本施策2 健康増進・疾病予防の推進



めざす姿

心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら



現状・課題

- 【現状】
- 妊婦や乳幼児の健康診査、母子保健事業や各種がん検診等、健康増進事業を実施しています。
  - 食育活動や栄養改善事業などを支援し、疾病の発症や重症化の予防を図っています。
- 【課題】
- 健康に対する意識の向上や主体的な健康づくりの促進が必要です。
  - 安心して医療を受けられるための関係機関と連携した地域医療の継続が必要です。
  - 広域連携による急病診療、医療の受け入れ体制の整備、医療費適正化の維持が必要です。

今後の方向性

- 健康づくりを推進し、一人ひとりがライフステージに応じて心豊かに生活できるようにします。
- 各種検診や予防接種の周知・勧奨を行い、疾病予防や病気の早期発見・治療に努めます。
- 関係機関と連携を強化し、地域医療体制を充実し、いつでも適切な医療が受けられるようにします。
- 郷土食の伝承や、学校給食における地産地消、食に関する正しい知識を身につける機会を提供し、食育活動を推進します。

施策の取組み

- 各種予防接種の推進
- 休日診療所体制の確保
- 小児急病診療体制の確保
- ゲートキーパーの育成等、自殺対策の推進
- 医療費適正化の推進
- 受診し易い、がん検診・各種検健診の推進
- 二次救急医療体制の確保
- 健康相談窓口の周知、充実
- 食育の推進

など

施策指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
がん検診受診率		
胃がん	7.1%	8%
大腸がん	7.2%	8%
肺がん	6.1%	7%
乳がん	15.4%	16%
子宮頸がん	15.6%	16%
健康教育の参加者数（年間）	170人	255人
医療機関数	4件	4件 (現状値維持)

住民や事業者が取り組むこと

- ★健康に興味を持ち、予防接種や健康診断を受けましょう。
- ★ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。

めざす姿

生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら



現状・課題

- 【現状】
- 相談窓口の充実や小地域ネットワーク事業などに取組んでいます。
  - 少子高齢化や核家族化による、地域コミュニティの希薄化、社会的孤立などに対応する事業に取り組んでいます。
- 【課題】
- 支援を必要とする人たちをとりまく様々な生活課題への対応など、地域が抱える課題は多様化・複雑化しています。
  - 公的サービスだけでは地域が抱える課題に対応できなくなりつつあります。
  - 地域福祉活動の活性化、人材育成など、地域で支えあう関係づくりが求められます。

今後の方向性

- 医療、福祉サービスや生活支援を充実し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします。
- 関係部署の積極的な連携により、重層的な支援体制を構築し、相談、支援を充実します。
- 互いに協力、連携し、地域ぐるみで支えあい、助けあえる体制を構築し、地域福祉活動を活性化します。

施策の取組み

- コミュニティソーシャルワーカーの活用
  - 地域包括支援センターの運営
  - 社会福祉協議会への支援
  - 相談、支援の推進
  - 介護予防教室（自主グループ）の実施
  - 生活支援コーディネーター事業の推進
  - 介護予防拠点（いきいきサロン）の運営
  - 民生委員協議会の運営支援
  - 地域ケア会議の運営
  - 小地域ネットワーク事業の推進
  - 各種医療費の助成
- など

施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
介護予防自主グループ数	11グループ	16グループ
要介護認定者数	324人	292人
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人

住民や事業者が取り組むこと

- ★ 地域で声かけを行うなど孤立化を防ぎましょう。
- ★ 障がいについて正しく理解しましょう。

## 基本施策4 地域産業の振興



### めざす姿

地域の恵みが活きる元気なむら



### 現状・課題

- 【現状】
- 新規就農者支援や南河内いちごの楽園プロジェクトで生まれた「ちはや姫」の産地化に取り組ましました。
  - 間伐の促進など、森林の環境整備に努めています。
  - 融資制度や、固定資産税の減免などによる、起業支援や企業誘致を推進しています。
- 【課題】
- 補助支援制度等の施策を実施していますが、新たな働く場や雇用の創出には結びついていません。
  - 農林業については、担い手の確保や経営の安定化が必要です。
  - 商工業については、起業に対応した支援を行っていますが、税収の増加には結びついていません。

### 今後の方向性

- 外部人材を活用した農地の利用促進や、良好な農空間を保全し、遊休農地を解消します。
- おおさか河内材の利用を促進し、健全な森林の環境整備を行います。
- 地場産業の振興や村ブランド・オリジナル商品の創出などを支援し、収益性を高めます。
- 企業誘致を推進し、雇用を創出します。
- 空き家、空き店舗を活用した起業、サテライトオフィス化を推進し、働く場を創出します。
- 商工会や金融機関等の各支援機関のネットワーク形成を推進し、起業・創業に関する情報発信や、支援を行います。
- キャッシュレス決済を普及し、消費者の利便性向上や消費喚起を図ります。

### 施策の取組み

- 若手農家の育成と外部人材の活用による農地の利用促進
- 遊休農地の実態把握と発生防止及び活用の推進
- 鳥獣被害対策実施隊による活動
- 林業の基盤整備の促進
- 森林環境譲与税を活用したおおさか河内材の利用促進
- 間伐搬出支援の推進
- 子どもたちの農林商工体験による理解度の向上
- 新しい生活様式に応じた働く場の創出
- 創業支援受講者に対する商品開発支援
- キャッシュレス決済の導入支援 など

### 施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
営農法人数	2法人	4法人
森林間伐面積(年間)	53.53ha	53ha (現状値維持)
新規特産品数	0品	8品 (うち農産物特産:3品)

### 住民や事業者が取組むこと

- ★農産物等の生産、供給、販路拡大、地産地消を推進しましょう。
- ★森林の役割、管理の大切さを理解し、おおさか河内材の利用を推進しましょう。

めざす姿

何度も来たいと思う、人がつながるむら



現状・課題

- 【現状】
- 自然環境や歴史遺産を活用し観光の活性化に取り組んでいます。
  - 金剛山ロープウェイや香楠荘関係の観光事業が廃止されました。
  - ボランティアやむらづくり等関係団体の育成のため活動支援を行い、地域交流の活性化を図りました。
- 【課題】
- 様々な活動や交流を通じた魅力づくりと発信につながる取組みが必要です。
  - 関係人口の増加に向けた新たな展開が必要です。

今後の方向性

- 自然環境や歴史遺産を活用し、観光ルートの整備を行います。
- 関係機関と連携し、交流人口の受入環境を整備します。
- 観光協会や周辺自治体と連携した観光事業に積極的に参画し、観光資源を SNS で効果的に発信します。
- ふるさと応援寄附金をきっかけとした、魅力の発信を継続し、村ファンを獲得します。
- NPO 法人の設立支援を推進し、関係人口の増加を推進します。

施策の取組み

- 交流人口の増加に向けた地域資源の活用
  - 金剛山周辺整備の推進
  - 観光協会への運営補助
  - ふるさと応援寄附金制度の推進
  - 奥河内観光事業（イベント開催・観光ボランティア育成）の推進
  - EV 充電施設の整備
- など

施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
村観光協会会員数	17 件	25 件
ふるさと応援寄附金件数 (年間)	773 件	1,000 件
地域おこし協力隊員数	0 人	8 人

住民や事業者が取組むこと

- ★ 村の魅力を再発見し、村内外に情報発信しましょう。
- ★ ふるさと応援寄附金返礼品の登録を行いましょう。

## 基本施策6 移住・定住の促進



## めざす姿

住みたい、住み続けたいむら



## 現状・課題

## 【現状】

- 住宅耐震補助や、空き家の利活用を支援しています。
- 人口減少に歯止めをかけるため、「地域おこし協力隊」の導入や、移住・定住促進補助事業を展開し、村外からの住民獲得に取り組んでいます。

## 【課題】

- 地域コミュニティの衰退が懸念されていることから、地域を愛し守り続ける心を育み、地元志向が強まる取組み、住んでみたいと思える魅力の向上が求められます。

## 今後の方向性

- 自然環境や景観に配慮し、誰もが安心して快適に住み続けられる良好な住環境づくりを推進します。
- 移住希望者に向け、村の魅力や必要な情報等を発信し、多様な交流機会を創出します。
- 空き家の利活用や、住宅の耐震化を推進し、住まいの確保、生活しやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域おこし協力隊を活用し、地域コミュニティ、集落の公益的機能を維持します。

## 施策の取組み

- 住宅耐震補助制度の推進
  - 新築マイホームの取得助成
  - 地域おこし協力隊の活用
  - 木造住宅の除却工事補助制度の推進
  - 空き家改修に対する助成
- など

## 施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
社会増減がゼロ以上（転入者数 ≥ 転出者数）	▲14人	±0人
耐震診断数（年間）	0件	3件
新築・建替え数（年間）	3件	5件

## 住民や事業者が取組むこと

- ★ 所有する建物等の適正な管理に努めましょう。
- ★ 村の魅力を積極的にPRしましょう。



めざす姿

未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむ



現状・課題

【現状】

- 令和2年度から公私連携幼保連携型認定こども園を開園しています。
- 「GIGA スクール」構想のもと、ICT 教育を推進しています。
- 外国語教育と異文化理解を促進するための英語教育を充実しています。
- スポーツ交流会等と連携して取組み、地域教育力の向上に努めています。

【課題】

- 少子化による、学校の適正規模の検討や教育内容の充実が求められます。
- 学校と村民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティスクール」の導入が求められます。
- 安全・安心な学校生活環境づくりが求められます。

今後の方向性

- 公私連携による幼保連携型認定こども園において、一体的な幼児教育・保育を提供します。
- 「生きる力」の基礎を養うため、学力の向上と教育力を充実し、確かな学力、豊かでたくましい人間性、健やかな体を育みます。
- 学校や教職員の質を向上させ、主体的に学び、活かしていくことができる知識、技能を身につける学校教育を推進します。
- 家庭、地域、学校が連携し、人とのつながりや地域づくり、学校づくりに取り組みます。
- 協働により、地域における教育力の充実や子どもを守り育てる安全・安心な環境をつくります。

施策の取組み

- 認定こども園の運営支援
  - 少人数での村の特色を生かした教育の推進
  - ICT 教育の推進
  - 遠距離通学者への通学支援
  - 学校生活における安全対策
  - コミュニティスクールの組織化
  - 小学校・中学校施設の管理
  - 学校教育の基盤整備の強化
  - 外国語指導助手（ALT）の配置
  - 学校給食センターの整備・維持管理
  - 校務の効率化、行事の見直し
- など

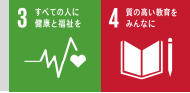
施策指標

施策指標	現状値 (令和2年度)		目標値 (令和11年度)	
	小学校	中学校	大阪府平均正答率と同等(令和元年度実績)	大阪府平均正答率を上回る
全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校：平均正答率	中学校：平均正答率	大阪府平均正答率と同等(令和元年度実績)	大阪府平均正答率を上回る
中学校卒業時英検（3級以上）取得率			48%	55%
教育の充実（小中学校の教育等）に対する「満足している」「まあ満足している」の割合（平成30年度住民意識調査）			73.7%	80%

住民や事業者が取り組むこと

- ★ 登下校時の見守りに協力しましょう。
- ★ 地域と連携した教育活動へ参加しましょう。

基本施策 8 社会教育の充実



**めざす姿**

生涯学び、楽しむことができるむら

**現状・課題**

- 【現状】
- 村民大学や生涯学習講座を実施し、生涯学習機会の創出を行ってきました。
  - スポーツ、文化、芸術活動の普及に関する情報提供を推進しています。
  - スポーツ、文化施設の機能整備や、南河内地域での広域的な利用促進に取り組んでいます。
- 【課題】
- 様々なアプローチから、年齢層が偏らない新たな形の生涯学習事業の検討が必要です。
  - くすのきホールの有効的な利活用の検討が必要です。

**今後の方向性**

- 誰もが参加しやすい、ニーズに合った学習の機会を提供し、子どもから高齢者まで、生涯にわたって学べる環境を整備します。
- 日常的にスポーツに取り組む機会を提供し、健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動を推進します。
- 自主的に文化、芸術活動に関われる機会を提供し、豊かな文化、芸術活動を推進します。
- 村民みんなが参加できる文化、スポーツイベントの開催を推進します。
- くすのきホール、村民運動場等施設の今後のあり方を検討し、柔軟な運営を行います。

**施策の取組み**

- 生涯学習講座の開設
  - スポーツ施設の管理運営
  - 生涯スポーツ活動の充実
  - くすのきホールの管理運営
  - 図書室機能の充実
  - 文化・芸術活動の充実
- など

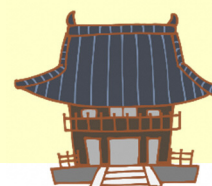
施策指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
図書室貸出冊数(年間)	13,120冊	15,500冊
生涯学習講座数	3講座	6講座
村内スポーツ施設利用回数(年間)	5.54回	6.5回

**住民や事業者が取組むこと**

- ★学習を通じ多様な交流の促進に取り組みましょう。
- ★会議やイベントの開催には村の公共施設を利用しましょう。

めざす姿

歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら



現状・課題

【現状】

- 地域や団体と連携して、文化、歴史遺産の保存や整備に取り組んでいます。
- 「楠公さん」大河ドラマ誘致活動を行っている他、修験の道「葛城修験」が日本遺産に認定されています。

【課題】

- 少子高齢化によるマンパワー不足も影響し、文化の維持・伝承が困難となりつつあります。
- 文化、歴史遺産の活用が、観光の振興につながっていません。

今後の方向性

- 豊かな文化、歴史遺産を保護し、伝統行事等を後世に引き継ぎます。
- 観光をはじめ、あらゆる分野が連携し、文化、歴史遺産や伝統行事等を広く情報発信し、効果的に活用します。
- 「楠公さん」大河ドラマ誘致活動、日本遺産「葛城修験」の活用、新たなアプローチによる知名度の向上などに取り組みます。

施策の取組み

- 文化財保存及び活用の推進
  - 「楠公さん」大河ドラマ誘致活動
  - 郷土資料館の管理運営
  - 文化・歴史遺産の情報発信
  - 「葛城修験」日本遺産活用の推進
- など

施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
郷土資料館の来館者数(年間)	3,171人 (令和元年度実績)	3,100人 (現状値維持)

住民や事業者が取り組むこと

- ★地域の文化や文化財に関心を持ちましょう。
- ★文化財の保存、継承活動に参加しましょう。

基本施策 10 人権の尊重



めざす姿

お互いに尊重し合えるむら



現状・課題

【現状】

- 人権教育や意識啓発として、男女共同参画事業や人権に関するカレンダー、パンフレットの作成、映画上映、講演会等を行っています。

【課題】

- 今後は既存の事業のほかに、セクシュアルマイノリティ等の多様な性に関する問題や多文化共生、様々なハラスメント等、新たな人権問題についての意識醸成が必要になります。

今後の方向性

- 一人ひとりの個性と多様性を尊重し、誰もがいきいきと暮らし、また、活躍できるむらをめざします。
- コロナ差別など、新たに生じる人権問題に対しても研究、周知を深め、啓発活動を推進します。
- 集合的な事業だけでなく、インターネット環境等を積極的に活用した人権教育、啓発研修、つどいに取組み、啓発活動を推進します。
- 人権意識の啓発や、相談体制を整備し、様々な問題に対応します。

施策の取組み

- 人権啓発活動の推進
- 村人権協会の運営支援
- 新たな啓発手法の検討
- 村人権尊重のまちづくり審議会の運営
- 南河内男女共同参画社会研究会への参画

など

施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
「人権を考える村民のつどい」参加者数(年間)	164人 (令和元年度実績)	200人

住民や事業者が取組むこと

- ★家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、互いに人権を尊重しましょう。
- ★差別やハラスメントの対策及び啓発を行いましょう。

めざす姿

安全・安心に暮らせるむら



現状・課題

【現状】

- ・防災拠点施設としての新庁舎の建設を進めています。
- ・自主防災組織の育成、避難所、備蓄整備など、災害に備えた体制づくりに取り組んでいます。
- ・防犯意識の向上や、防犯カメラや防犯灯の設置、青色防犯パトロールなどに取り組んでいます。

【課題】

- ・消防団や地域防災活動の担い手不足、避難行動要支援者の増加が懸念されています。
- ・特殊詐欺等の防止対策も踏まえ、関係機関との連携による防犯対策の向上が求められます。

今後の方向性

- ・自主防災組織や避難行動要支援制度等を充実させ地域防災力を強化します。
- ・村民、事業者、関係機関との連携を強化し、有事の際に迅速かつ的確に対応します。
- ・備蓄倉庫や物品等の整備を推進し、有事の際の生活環境を維持します。
- ・一人ひとりの防犯、交通安全意識の啓発や支援を行い、安心して暮らせるむらをめざします。

施策の取組み

- 地域防災計画等に基づく訓練の実施と検証
- 避難所及び備蓄倉庫整備の検討
- 迅速かつ的確な避難所開設
- かけ地近接等危険家屋住宅移転補助制度の推進
- 消防団の備品、資機材の整備
- 青色防犯パトロールの実施
- 自主防災組織の人材育成、訓練、防災用品購入等の支援
- 災害備蓄品の整備
- 民間企業等との災害時協定の締結
- 土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強制度の推進
- 防犯カメラの設置
- 防犯・交通安全の啓発と講習会の実施 など

施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
自主防災組織の結成数（全ての地区・自治会で結成）	10 地区	13 地区
災害協定の締結件数	3 件	12 件
防犯カメラ設置台数	6 台	11 台

住民や事業者が取り組むこと

- ★ 災害に備えた準備をしましょう。
- ★ 防災訓練、防犯、交通安全活動に参加し意識の向上に努めましょう。

## 基本施策 12 生活基盤の維持と充実



### めざす姿

便利で安全な生活基盤のあるむら



### 現状・課題

#### 【現状】

- 道路、橋梁の維持管理などインフラ整備に取り組んでいます。
- 平成29年4月に大阪広域水道企業団と水道事業を統合し、安全、安心な水道水の安定供給に努めています。
- 下水道整備を促進し、普及率を上げるための施策に取り組んでいます。

#### 【課題】

- 持続可能なまちづくりには、住環境や暮らしに必要なインフラの充実、利便性の向上が必要です。

### 今後の方向性

- 道路や橋梁の維持管理を計画的に行い、安全、安心な暮らしを確保します。
- 日常的な道路の維持管理、安全施設を整備し、歩行者、車両の安全、安心を確保します。
- 利用しやすい、移動しやすい、バス路線を維持し、持続可能な公共交通の実現を推進します。
- 安全、安心な水道水を安定供給し、暮らしに欠かせない水環境を維持します。
- 効率的な施設整備などを行い、衛生環境と公共水域の水質を保全します。

### 施策の取組み

- 村道、橋梁整備、長寿命化修繕の推進
- 交通安全施設整備の推進
- 防護柵、点字ブロック設置の推進
- 地域公共交通事業の推進
- 合併処理浄化槽整備の推進
- 下水道建設・維持管理の推進

など

施策指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
道路改良率	57.5%	60.0%
下水道普及率	78.7%	80.0%
村内の公共交通機関路線延長	L=22.7km	L=22.7km (現状値維持)

### 住民や事業者が取り組むこと

- ★公共交通機関を利用しましょう。
- ★公共下水道供用開始日から3年以内に下水道に接続しましょう。

めざす姿

快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら



現状・課題

【現状】

- 「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」を制定し、豊かな自然環境の保全に参画する意識醸成に努めています。
- ESCO 事業を導入し、公共施設の省電力化を行っています。
- 南河内環境事業組合におけるごみ処理体制を充実し、適切な施設管理を推進しています。

【課題】

- ごみの減量化や不法投棄の防止に向けた取組みが必要です。
- 更なる情報発信による、村民や訪問者等の自然環境への意識の高揚が必要となります。

今後の方向性

- 自然環境保全に対する意識を醸成し豊かな自然環境を継承します。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進し、省電力化を推進します。
- 省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組めます。
- 環境負荷の少ない地域づくりを推進します。

施策の取組み

- 環境保護に対する啓発の推進
- 有価物回収、ごみ減量化、資源有効利用対策の推進
- 採水検査による環境基準の達成
- 塵芥<sup>じんがい</sup>収集処理関係事業の推進
- 公害規制関係法に基づく立ち入り検査
- 有価物集団回収の支援 など

施策指標

施策指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
有価物回収量(年間)	256.6t	268.9t
庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	338.89t-CO <sub>2</sub>	248.65t-CO <sub>2</sub>

住民や事業者が取り組むこと

- ★自然環境に関心を持ち美化活動に参加しましょう。
- ★有価物の回収、ごみの減量化、資源化を行いましょう。

## 基本施策 14 協働と参画のむらづくり



### めざす姿

みんなでできることを考えるむら



### 現状・課題

#### 【現状】

- 計画策定の際に設置される審議会等への住民参画の拡充、パブリックコメントの実施など、むらづくりへの意識啓発、参画型むらづくりへの機会の創出に努めています。
- 地域活動等総合補助事業、一般コミュニティ助成等で、地域活動を支援し、課題の解決や地域の活性化を図り、協働のむらづくりを推進しています。

#### 【課題】

- 人口減少や高齢化が進み、協働のむらづくりに必要不可欠な、地域コミュニティの担い手となる人材が減少しており、村民と行政がともに考え、行動する協働体制づくりが求められます。

### 今後の方向性

- タウンミーティング等を開催し、村民の意見が反映される仕組みづくりを構築します。
- 村民、地域団体、事業者等が持つ豊富な知識、経験、技術をむらづくりに反映します。
- 地域づくりコーディネーター等の人材育成や外部人材を活用するなど、地域コミュニティ活動を支援し、行動する協働体制に取組みます。
- 住民が主体となる住民協働活動を支援し、協働のむらづくりを推進します。

### 施策の取組み

- タウンミーティングの開催検討
  - 住民意識調査の実施
  - 村政提案箱の活用
  - 地区・自治会の運営支援
  - 一般コミュニティ助成事業
  - 地域づくりコーディネーター等の人材育成や外部人材の活用
  - 行政相談の実施
  - ホームページ問い合わせフォームの整備
  - 区長会会議の開催
  - 地域活動等総合補助事業
- など

### 施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
タウンミーティング数	0件	8件
公民連携による協働事業数	0件	4件

### 住民や事業者が取組むこと

- ★ 社会貢献に取り組みましょう。
- ★ 行政との協働活動に積極的に取り組みましょう。
- ★ 地区、自治会の活動に参加しましょう。



めざす姿

持続可能な自立したむら



現状・課題

【現状】

- 第4次千早赤阪村総合計画では、子育て対策、住環境対策、活性化対策の重点施策を中心に取組みました。
- 施策の進捗状況と成果を継続的に評価するため、外部評価や事務事業評価を実施しました。

【課題】

- 組織・業務の見直し、外部委託による経費節減、人材育成など、より一層の取組みが必要です。
- 事業評価と進捗管理が継続できる制度の構築が必要です。
- 情報を積極的に発信した透明な行政運営が求められます。
- 「自治体 DX」構想のもと、ICT の導入や手続きのオンライン化等の推進が求められます。

今後の方向性

- 柔軟な組織体制の構築・民間人材を積極的に活用し、多様化するニーズに対応します。
- 限られた経営資源を効果的、効率的に活用し、健全かつ安定した財政運営に取り組めます。
- 事業評価を行い、事務事業を改善します。
- 行政運営に関する情報を広報紙やホームページ等を通じて積極的に発信し、透明性を向上します。
- デジタル技術を活用して、サービスの向上を図り、利便性を実感できる環境整備に取り組めます。

施策の取組み

- 行財政改革の推進
  - 地域活性化起業人制度の活用
  - 透明性のある事務事業評価の推進
  - マイナンバーカードの取得促進
  - 税、保険料等の納付方法の多様化（コンビニ納付、キャッシュレス決済）
  - 公共施設の維持管理、統廃合、大規模改修の検討
  - 実態に即した職員研修の推進
  - 多様、多彩な情報伝達手段の整備
  - マイナンバーカード活用事務の促進
- など

施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
マイナンバーカードを利用した電子申請手続数	0件	5件
職員1人あたりの年間研修参加数(年間)	3.8回	5.3回
財政力指数(3か年平均)	0.295	0.300

住民や事業者が取り組むこと

- ★ 村の行財政に関心を持ちましょう。
- ★ マイナンバーカードを活用しましょう。

## 基本施策 16 シティプロモーションの充実



## めざす姿

みんなが知りたい、みんなが知っているむら



## 現状・課題

## 【現状】

- 施策や事業などを効果的に情報発信するため、広報紙を発行しています。
- ホームページにおいて迅速な情報発信を行い、利便性向上や村外の人たちに対して村のPRを実施しています。

## 【課題】

- 多くの人に興味をもち、好きになってもらえる村をめざす必要があります。
- 魅力を村内外に発信し、より一層認知度の向上に取組むことが求められます。

## 今後の方向性

- 観光や子育て支援などあらゆる分野が連携し、村内外の人から魅力的なむらと思ってもらえる、付加価値のある取組みを戦略的に情報発信します。
- SNS等、様々な媒体の活用や、ターゲットを絞ったイベントを開催し、魅力を的確に届けられる情報発信に取組みます。
- ふるさと応援寄附金をきっかけとした、魅力の発信を継続し、村ファンを獲得します。

## 施策の取組み

- 村の魅力の収集強化
- ふるさと応援寄附金制度の推進
- 多様、多彩な情報発信手段の整備
- など

## 施策指標

	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
広報手段の増加	2件	3件
ホームページアクセス件数(月間)	13,000件	17,000件
ふるさと応援寄附金件数(年間)	773件	1,000件

## 住民や事業者が取組むこと

- ★村について1日1回、話し合しましょう。
- ★村の魅力を積極的にPRしましょう。

## 第4章

# 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制と進行管理

---

2. 重要業績評価指標（KPI）

---



# 1. 計画の推進体制と進行管理

## (1) 庁内における計画の推進体制

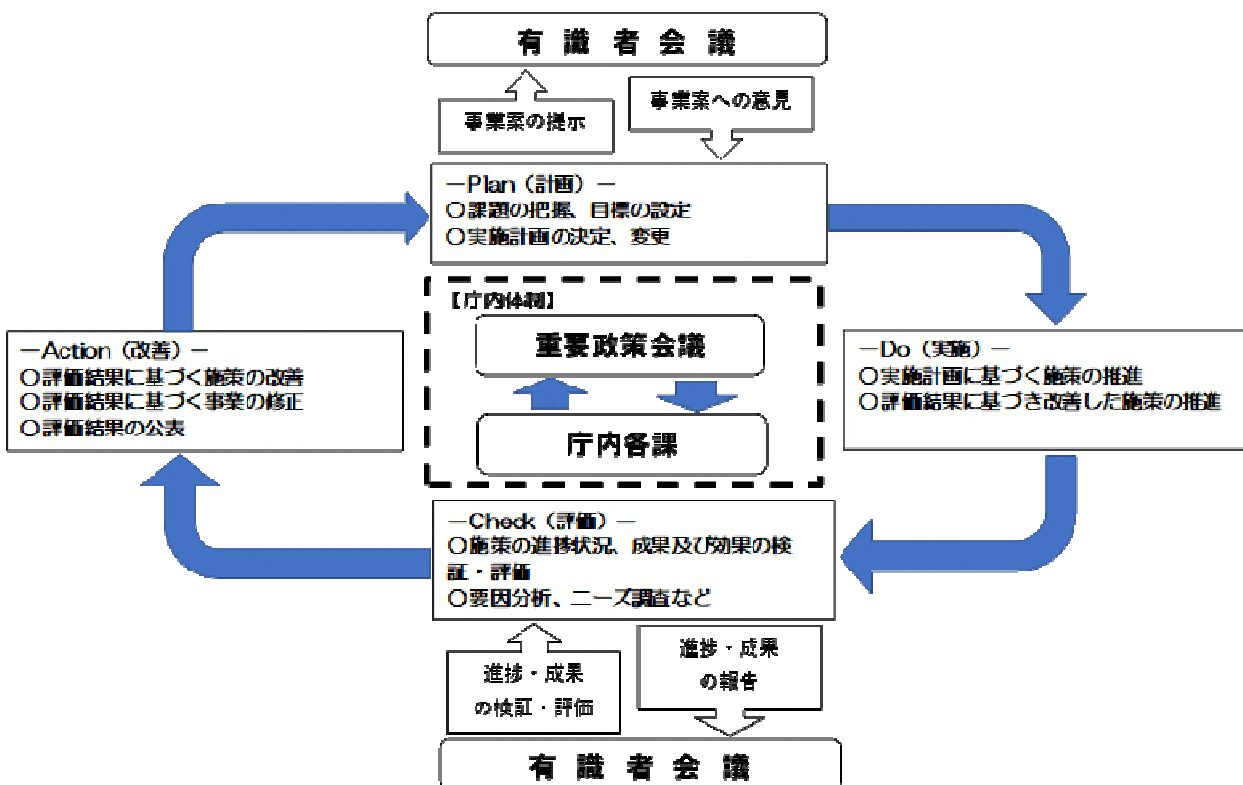
- ・本計画に掲げる施策や取組みは、各担当課が責任を持ち、関係課と連携しながら推進します。
- ・本計画に掲げる施策や取組みを実行するため、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度実施計画を策定します。実施計画は毎年度ローリング方式で見直しを行うとともに、予算編成との連動に留意します。

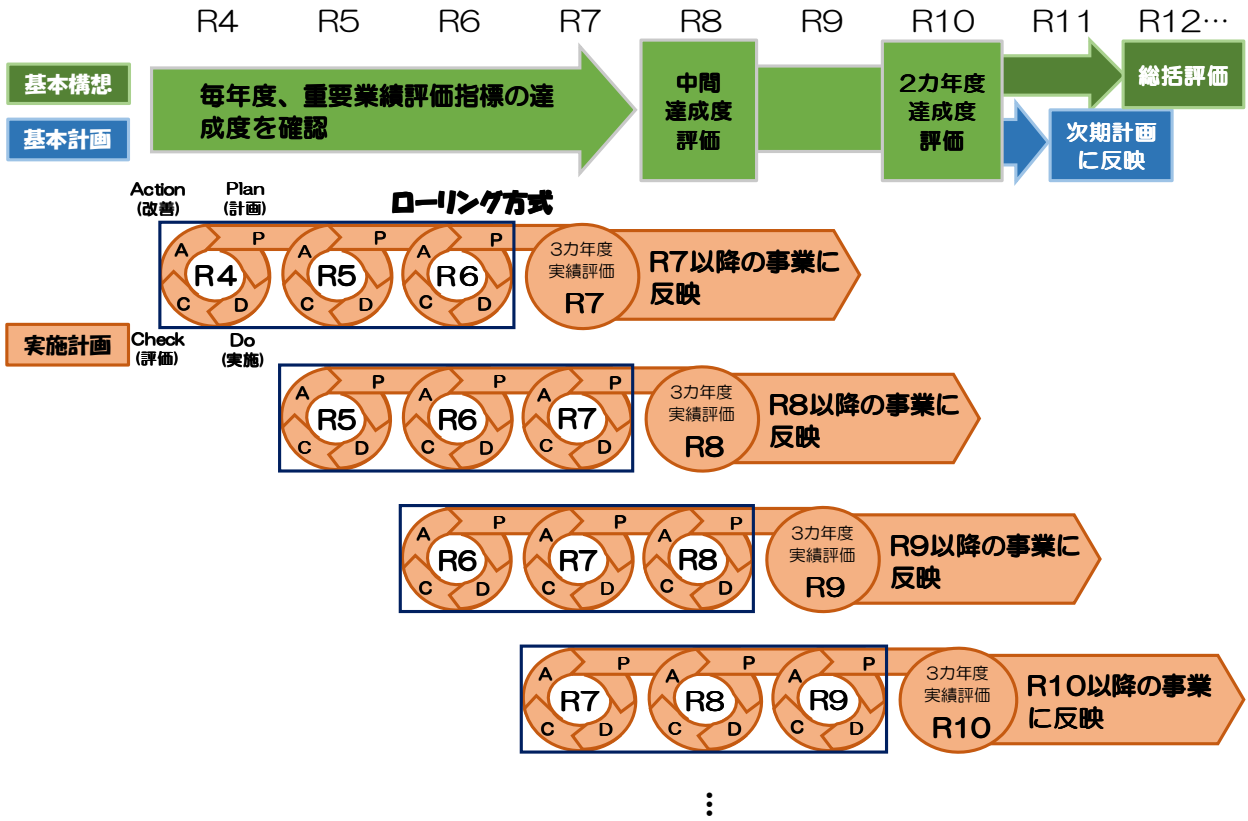
## (2) 外部有識者会議による点検

- ・本計画では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含していることから、村民、地域団体、事業者、行政等で構成する有識者会議を設置し、方向性や事業案、自己点検結果等について、広く関係者から意見交換を行います。

## (3) PDCA サイクルに基づく計画の進行管理体制

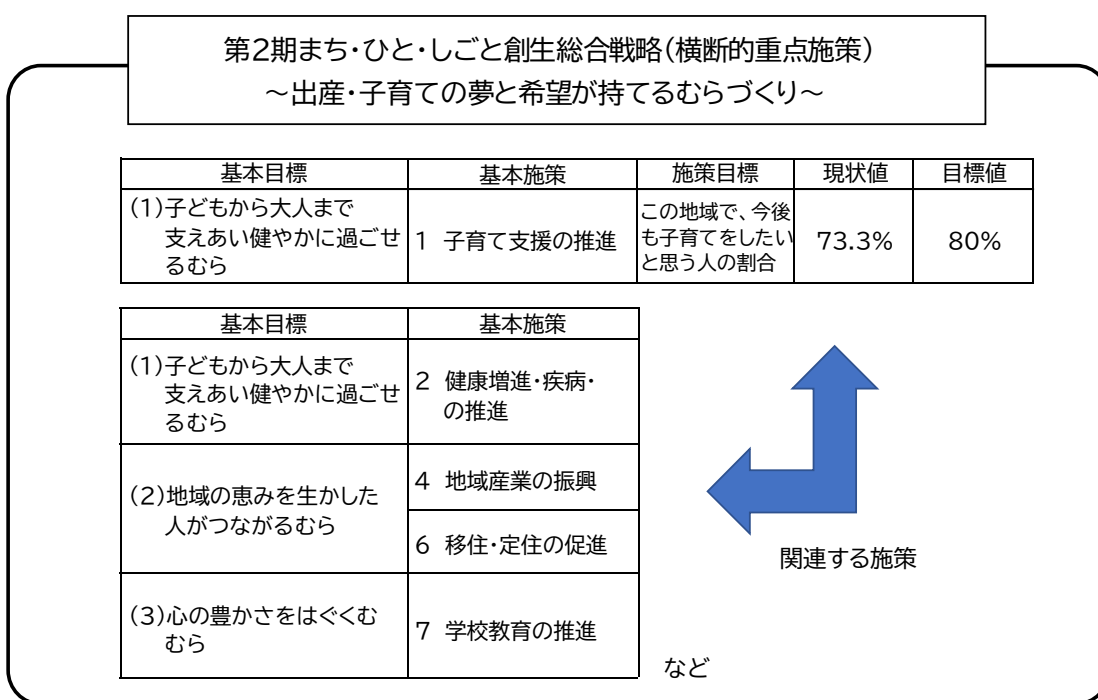
- ・本計画に掲げる施策や取組みを総合的かつ効果的に推進するため、「PDCA サイクル」に基づき、定期的に施策や取組みの達成状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直すことが重要です。
- ・本計画に掲げる施策や取組みを着実に実施し、基本目標を達成していくために、定量的な達成状況や定性的な妥当性・客観性等の観点から毎年度点検を行い、問題点や課題、解決方法等を重要政策会議において検討するとともに、必要な見直しを行います。





## 2. 重要業績評価指標（KPI）

- 重要業績評価指標（KPI）とは、Key Performance Indicator の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定された指標です。
- 本計画では、最重要目標として目標人口を設け、基本目標の基本施策ごとに KPI を設定しています。しかし、KPI は、1 基本施策のみで達成するものではなく、関連する基本施策や事業を横断的に取組むことによって目標の達成をめざします。







# 資料編



## 資料編

## |(1) 第5次総合計画策定経過

年度区分	日 時	内 容
令和元年度	令和2年3月9日～ 3月30日	住民アンケート調査の実施
令和2年度	令和2年11月19日～ 12月10日	小・中学生アンケート調査の実施
	令和2年11月19日～ 12月25日	関係団体ヒアリングの実施
	令和3年1月20日～ 1月25日	住民ワークショップ（ヒアリング）の実施
令和3年度	令和3年5月21日	第5次総合計画について【諮問】 第1回 画審議会（書面開催） ・基本構想（案）について
	令和3年6月30日	第2回 審議会 ・基本構想（案）について ・基本計画（案）について
	令和3年8月26日	第3回 画審議会 ・基本計画（案）について
	令和3年9月29日	第4回 審議会 ・パブリックコメント（案）について ・パブリックコメントの実施要領について
	令和3年10月8日～ 11月2日	パブリックコメントの実施
	令和3年11月16日	第5回 審議会 ・パブリックコメント結果の反映（案）について ・答申（案）について
	令和3年11月26日	第5次総合計画（案）【答申】
	令和3年12月17日	議会（全員協議会）報告
	令和3年12月21日	第5次総合計画 策定

## |(2) 関係条例

### 千早赤阪村総合計画審議会条例（昭和52年9月19日条例第7号）

改正

昭和56年 3月28日 条例第 9号  
 昭和62年 3月30日 条例第10号  
 平成 2年 9月12日 条例第10号  
 平成 5年 3月 9日 条例第 6号  
 平成10年 3月31日 条例第14号  
 平成12年 6月 2日 条例第25号  
 平成17年 9月28日 条例第15号  
 平成21年12月22日 条例第20号  
 平成23年 3月16日 条例第 2号  
 平成25年 3月12日 条例第13号  
 平成27年 3月27日 条例第16号  
 平成28年 9月27日 条例第20号  
 令和 2年12月22日 条例第39号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、千早赤阪村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は村長の諮問に応じ、千早赤阪村総合計画に関する事項について調査および審議する。

（組織）

第3条 審議会は委員21人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱、または任命する。

- (1) 村議会が推せんする村議会議員
- (2) 一般村民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 村職員

（任期）

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について、必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月28日条例第9号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第10号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月12日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月9日条例第6号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第14号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月2日条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日条例第20号抄）

(施行期日)

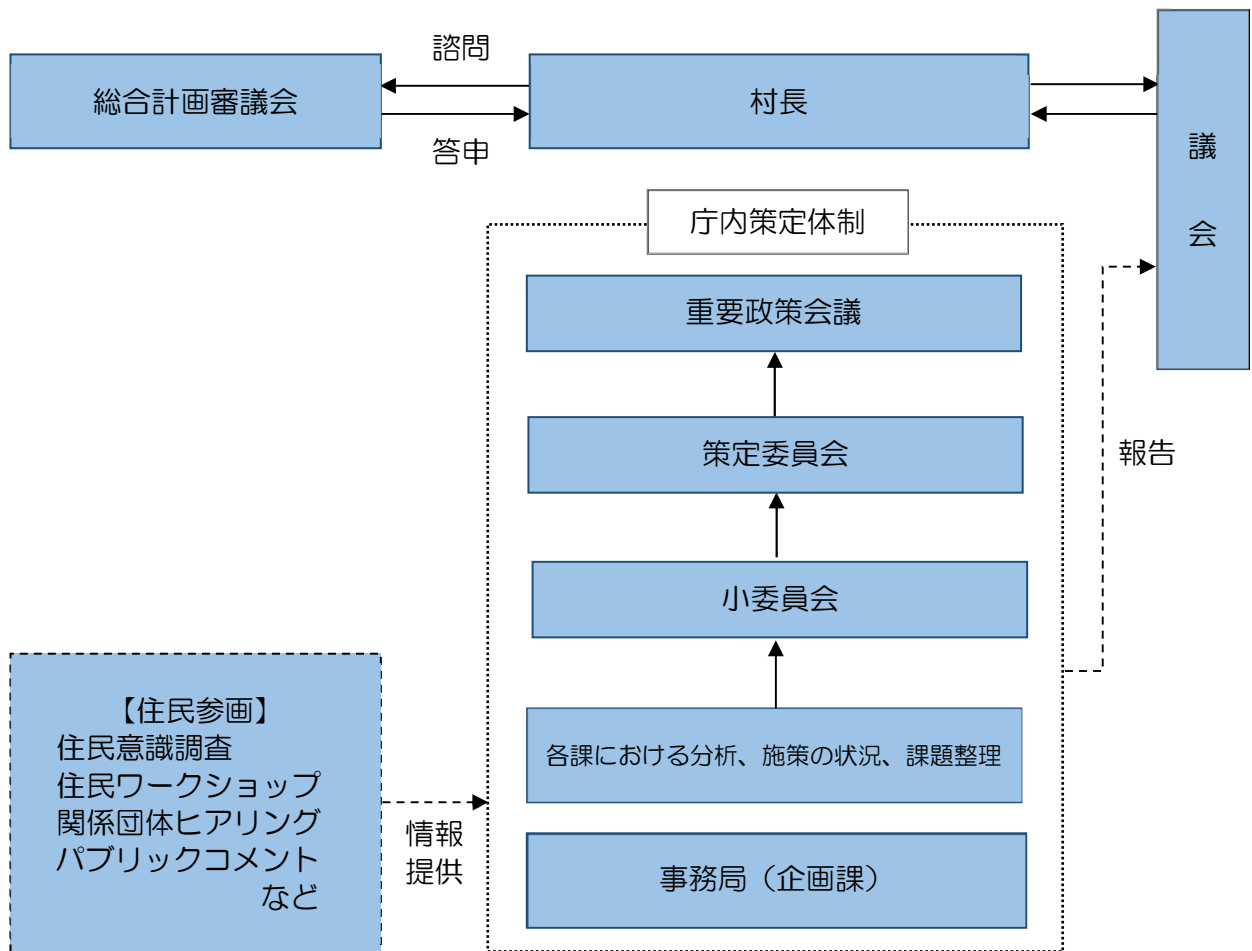
1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日条例第39号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ■(3) 策定体制図



## (4) 審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
村議会議員 (条例第3条第2項 第1号委員)	田村 陽	村議会議員
	服部 幸令	村議会議員
一般村民 (条例第3条第2項 第2号委員)	矢田 幸男	下東阪地区長(区長会会長)
	藤浦 稔	森屋地区長(区長会副会長)
	井関 弘明	千早赤阪村観光協会会長
	松井 勝	富田林商工会事務局長
	野村 厚子	げんきこども園園長
	仲野 清秀	千早赤阪村農業委員会会長
	西野 敏彦	千早赤阪村社会福祉協議会会長
	田村 登	千早赤阪村人権協会会長
	郷田 孝樹	公募村民
	田中 力哉	公募村民(事業者)
	多田 順子	公募村民
	山本由喜子	公募村民
	峯 範子	公募村民
	学識経験者 (条例第3条第2項 第3号委員)	増田 昇
東條由紀子		千早赤阪村教育委員会教育委員
當麻 裕彦		千早赤阪村立学校長会会長
堀切 修平		大阪府森林組合常務理事兼南河内支店長
阪野 順広		大阪南農業協同組合赤阪支店長
山口 慶子		河内長野公共職業安定所長

任期：令和3年5月21日から答申まで  
氏名の下線～会長・副会長

## (5) 諮問、答申

天

千赤企第69号  
令和3年5月21日

千早赤阪村総合計画審議会会長 様

千早赤阪村長 南本 齋



### 第5次千早赤阪村総合計画について（諮問）

近年、少子高齢化の進展、地方財政状況の悪化など地方自治体を取り巻く状況は非常に厳しい中、地域主体のまちづくりや持続可能な行財政運営が求められています。

本村では、平成23年度から第4次千早赤阪村総合計画（平成23年度～令和2年度、令和3年度まで延長）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきましたが、計画年限を迎えることから、新たなまちづくりの指針となる総合計画を策定することとしました。

第5次千早赤阪村総合計画（基本構想・基本計画）の策定にあたり、千早赤阪村総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会でご審議いただきたく、諮問いたします。



令和3年11月26日

千早赤阪村長 南本 斎 様

千早赤阪村総合計画審議会

会 長 増 田 昇

第5次千早赤阪村総合計画について（答申）

令和3年5月21日付け千赤企第69号により本審議会に対して諮問のありました「第5次千早赤阪村総合計画（基本構想・基本計画）」の策定について、本審議会では慎重に審議・検討を重ねた結果、「元気なあいさつで みんなで創る『唯一』と である <sup>こごせ</sup>金剛山のむら」を将来像とする第5次千早赤阪村総合計画（案）を別添のとおり答申します。

今後この答申を尊重され、総合計画を策定されるとともに、この計画を踏まえて、千早赤阪村ならではの特色を活かしつつ、持続可能なむらづくりの着実な推進を図られますよう期待します。

なお、本審議会の審議過程で各委員から出された意見を十分に尊重され、むらづくりを推進されるようあわせて期待します。

## (6) KPI一覧

### ■基本柱Ⅰ. 子育て・健康・医療・福祉

KPI 指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)	
基本施策1 子育て支援の推進				
1	この地域で、今後も子育てをしたいと思う人の割合 (4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健診時アンケート)	73.3%	80%	
2	年少人口割合(0~14歳)	8.0%	10.1%	
3	地域子育て支援拠点事業 未就学児1人あたりの利用回数(年間)	5.0回	5.2回	
基本施策2 健康増進・疾病予防の推進				
1	がん検診受診率	胃がん	7.1%	8%
		大腸がん	7.2%	8%
		肺がん	6.1%	7%
		乳がん	15.4%	16%
		子宮頸がん	15.6%	16%
2	健康教育の参加者数(年間)	170人	255人	
3	医療機関数	4件	4件 (現状値維持)	
基本施策3 福祉の充実				
1	介護予防自主グループ数	11グループ	16グループ	
2	要介護認定者数	324人	292人	
3	福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人	

### ■基本柱Ⅱ. 産業・地域振興・観光

KPI 指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
基本施策4 地域産業の振興			
1	営農法人数	2法人	4法人
2	森林間伐面積(年間)	53.53ha	53ha (現状値維持)
3	新規特産品数	0品	8品 (うち農産物特産:3品)
基本施策5 観光・交流の促進			
1	村観光協会会員数	17件	25件
2	ふるさと応援寄附金件数(年間)	773件	1,000件
3	地域おこし協力隊員数	0人	8人
基本施策6 移住・定住の促進			
1	社会増減がゼロ以上(転入者数 ≥ 転出者数)	▲14人	±0人
2	耐震診断数(年間)	0件	3件
3	新築・建替え数(年間)	3件	5件

## ■基本柱Ⅲ. 教育・文化・生涯学習・人権

KPI 指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
<b>基本施策7 学校教育の推進</b>			
1	全国学力・学習状況調査の平均正答率 小学校：平均正答率 中学校：平均正答率	大阪府平均 正答率と同等 (令和元年度実績)	大阪府平均 正答率を上回る
2	中学校卒業時英検（3級以上）取得率	48%	55%
3	教育の充実（小中学校の教育等）に対する「満足している」 「まあ満足している」の割合（平成30年度住民意識調査）	73.7%	80%
<b>基本施策8 社会教育の充実</b>			
1	図書室貸出冊数（年間）	13,120冊	15,500冊
2	生涯学習講座数	3講座	6講座
3	村内スポーツ施設利用回数（年間）	5.54回	6.5回
<b>基本施策9 歴史文化の保存・活用</b>			
1	郷土資料館の来館者数（年間）	3,171人 (令和元年度実績)	3,100人 (現状値維持)
<b>基本施策10 人権の尊重</b>			
1	「人権を考える村民のつどい」参加者数（年間）	164人 (令和元年度実績)	200人

## ■基本柱Ⅳ. 安全・安心・生活基盤・環境














KPI 指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
<b>基本施策11 安全・安心の推進</b>			
1	自主防災組織の結成数（全ての地区・自治会で結成）	10地区	13地区
2	災害協定の締結件数	3件	12件
3	防犯カメラ設置台数	6台	11台
<b>基本施策12 生活基盤の維持と充実</b>			
1	道路改良率	57.5%	60.0%
2	下水道普及率	78.7%	80.0%
3	村内の公共交通機関路線延長	L=22.7km	L=22.7km (現状値維持)
<b>基本施策13 自然・環境との共生</b>			
1	有価物回収量（年間）	256.6t	268.9t
2	庁内事務事業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	338.89t-CO <sub>2</sub>	248.65t-CO <sub>2</sub>

## ■基本柱Ⅴ. 協働・行政経営

KPI 指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和11年度)
<b>基本施策14 協働と参画のむらづくり</b>			
1	タウンミーティング数	0件	8件
2	公民連携による協働事業数	0件	4件
<b>基本施策15 持続可能な自立したむらづくり</b>			
1	マイナンバーカードを利用した電子申請手続数	0件	5件
2	職員1人あたりの年間研修参加数（年間）	3.8回	5.3回
3	財政力指数（3年平均）	0.295	0.300
<b>基本施策16 シティプロモーションの充実</b>			
1	広報手段の増加	2件	3件
2	ホームページアクセス件数（月間）	13,000件	17,000件
3	ふるさと応援寄附金件数（年間）	773件	1,000件

## (7) SDGs 対応表

基本目標	基本柱	基本施策	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4
						
(1) 子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら	Ⅰ. 子育て・健康・医療・福祉	1 子育て支援の推進	●	●	●	
		2 健康増進・疾病予防の推進		●	●	
		3 福祉の充実	●	●	●	
(2) 地域の恵みを生かした人がつながるむら	Ⅱ. 産業・地域振興・観光	4 地域産業の振興		●		
		5 観光・交流の促進				
		6 移住・定住の促進				
(3) 心の豊かさをはぐくむむら	Ⅲ. 教育・文化・生涯学習・人権	7 学校教育の推進				●
		8 社会教育の充実			●	●
		9 歴史文化の保存・活用				●
		10 人権の尊重				●
(4) 自然と共生する住みよいむら	Ⅳ. 安全・安心・生活基盤・環境	11 安全・安心の推進			●	
		12 生活基盤の維持と充実				
		13 自然・環境との共生				
(5) 協働と参画による自立したむら	Ⅴ. 協働・行政経営	14 協働と参画のむらづくり				
		15 持続可能な自立したむらづくり				
		16 シティープロモーションの充実				

目標 5 ジェンダー平等を 実現しよう 	目標 6 安全な水とトイレ を世界中に 	目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	目標 8 働きがいも 経済成長も 	目標 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	目標 10 人や国の不平等 をなくそう 	目標 11 住み続けられる まちづくりを 	目標 12 つくる責任 つかう責任 	目標 13 気候変動に 具体的な対策を 	目標 14 海の豊かさを 守ろう 	目標 15 陸の豊かさも 守ろう 	目標 16 平和と公正を すべての人に 	目標 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
●												
					●	●						
			●	●	●		●			●		
			●		●	●						
						●						
●			●		●						●	
						●		●				
	●			●		●			●	●		
	●	●				●	●	●		●		
					●	●					●	●
						●					●	●
			●			●						

## （８）関係する個別計画

### ■基本柱Ⅰ．子育て・健康・医療・福祉

基本目標	基本柱	基本施策	個別計画名
(1) 子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら	Ⅰ. 子育て・健康・医療・福祉	1 子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆千早赤阪村子ども子育て支援事業計画</li> <li>◆健康ちはやあかさか21</li> <li>◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画</li> </ul>
		2 健康増進・疾病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いのちを支える千早赤阪村自殺対策計画</li> <li>◆健康ちはやあかさか21</li> <li>◆千早赤阪村国民健康保険第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び千早赤阪村特定健康診査等実施計画</li> <li>◆千早赤阪村国土強靱化地域計画</li> <li>◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画</li> </ul>
		3 福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画</li> <li>◆千早赤阪村障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画</li> <li>◆千早赤阪村地域福祉計画</li> <li>◆千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画</li> <li>◆千早赤阪村国土強靱化地域計画</li> <li>◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画</li> </ul>

### ■基本柱Ⅱ．産業・地域振興・観光

基本目標	基本柱	基本施策	個別計画名
(2) 地域の恵みを生かした人がつながるむら	Ⅱ. 産業・地域振興・観光	4 地域産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆千早赤阪農業振興地域整備計画</li> <li>◆千早赤阪村鳥獣被害防止計画</li> <li>◆千早赤阪村森林整備計画</li> <li>◆千早赤阪村都市計画マスタープラン</li> <li>◆千早赤阪村創業支援事業計画</li> <li>◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画</li> </ul>
		5 観光・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画</li> </ul>
		6 移住・定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆千早赤阪村耐震改修促進計画</li> <li>◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画</li> </ul>

## ■基本柱Ⅲ. 教育・文化・生涯学習・人権

基本目標	基本柱	基本施策	個別計画名
(3) 心の豊かさ をはぐくむ むら	Ⅲ. 教育・文化・ 生涯学習・人 権	7 学校教育の推進	◆千早赤阪村学校教育情報化推進計画 ◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 ◆千早赤阪村教育大綱 ◆千早赤阪村教育方針 ◆千早赤阪村国土強靱化地域計画
		8 社会教育の充実	◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 ◆千早赤阪村教育大綱 ◆千早赤阪村教育方針
		9 歴史文化の保存・活用	◆国史跡千早城跡・楠木城跡・赤坂城跡保存 管理計画 ◆史跡赤坂城跡整備基本計画 ◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 ◆千早赤阪村教育大綱 ◆千早赤阪村教育方針
		10 人権の尊重	◆千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護 保険事業計画 ◆千早赤阪村男女共同参画推進計画 ◆千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プラン ◆人権教育基本方針、人権教育推進プラン ◆千早赤阪村教育大綱 ◆千早赤阪村教育方針

## ■基本柱Ⅳ. 安全・安心・生活基盤・環境

基本目標	基本柱	基本施策	個別計画名
(4) 自然と共生 する住みよ いむら	Ⅳ. 安全・安心・ 生活基盤・環 境	11 安全・安心の推進	◆千早赤阪村国土強靱化地域計画 ◆千早赤阪村地域防災計画 ◆千早赤阪村避難行動要支援者支援プラン ◆千早赤阪村空き家等対策計画 ◆千早赤阪村耐震改修促進計画 ◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画
		12 生活基盤の維持と 充実	◆千早赤阪村大和川下流東部流域関連公共 下水道事業計画 ◆南河内6市町村地域循環型社会形成推進 地域計画 ◆千早赤阪村下水道ストックマネジメント計画 ◆千早赤阪村橋梁長寿命化修繕計画 ◆千早赤阪村道路整備計画 ◆千早赤阪村総合交通計画 ◆千早赤阪村耐震改修促進計画 ◆千早赤阪村国土強靱化地域計画 ◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画
		13 自然・環境との共生	◆千早赤阪村一般廃棄物処理基本計画 ◆千早赤阪村地球温暖化対策実行計画 ◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画

## ■基本柱Ⅴ. 協働・行政経営

基本目標	基本柱	基本施策	個別計画名
(5) 協働と参画 による自立 したむら	Ⅴ. 協働・行政経 営	14 協働と参画のむらづ くり	◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画
		15 持続可能な自立した むらづくり	◆千早赤阪村個人番号カード交付円滑化計画 ◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 ◆千早赤阪村公共施設等総合管理計画
		16 シティプロモーシ ョンの充実	◆千早赤阪村過疎地域持続的発展計画

## (9) 用語集

用語	意味
あ行	
イノベーション	これまでのモノや仕組みに対して新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を創造することにより、社会的に大きな変化をもたらすヒト・組織・社会の幅広い変革のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略称。道路・通信・公共施設等、「産業や生活の基盤となる施設」のこと。
か行	
過疎地域	地域の人口減少により、暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難な状態となった地域。
過疎対策事業債	過疎地域と告示された市町村が、過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債。
葛城修験	大阪と和歌山の府県境を東西に走る和泉山脈、大阪と奈良の府県境に南北にそびえる金剛山地—総延長 112km に及びこの峰々一帯は「葛城」と呼ばれ、修験道の開祖であると言われている役行者が最初に修行を積んだ。世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の一部である奈良の大峰山は、役行者が「葛城修験」を開いた後に移った修行の地であるとされており、「葛城修験」は、この大峰山とともに、修験者たちにとって最も重要な行場であり、必ず修行しなければならない地であるとされてきた。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。
楠木正成	鎌倉時代末期から南北朝時代に活躍。1294（永仁2）年に生まれ、千早赤阪村の豪族出身とされている。「楠公さん」の愛称で知られる。
グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題等世界的問題の解決のため提携すること。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。
交流人口	通勤・通学者や観光客等、その地域を訪れる人の数。
国立社会保障・人口問題研究所	人口の将来推計や社会保障費に関する統計の作成、調査研究等を行う厚生労働省所属の国立研究機関。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による切れ目のない支援を行うための総合相談窓口のこと。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行うもの。
コミュニティスクール	学校と保護者や地域の人が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
コミュニティソーシャルワーカー	援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をする人。



さ行	
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数。財政力指数が大きいほど、財源に余裕があると言える。
サテライトオフィス	企業または団体から離れた場所に設けたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスの意から命名。
ジェンダー	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。
自主防災組織	主に地区・自治会等、地域住民が日常生活上の一体性を感じられる区域を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織。
自治体 DX	DXはDigital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称。デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。
シビックプライド	住民の地域への誇りや愛着のこと。
社会保障関係経費	医療や年金、介護、生活保護等の社会保障に関する経費。
重要業績評価指標（KPI）	KPIはKey Performance Indicatorsの略称。業績管理評価のための重要な指標。
生涯学習	学習者の自由な意思に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
小地域ネットワーク事業	地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい（児）者、子育て中の親子など支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支えあい、助け合いの活動。
森林環境譲与税	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税とともに創設された税制度。森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税される。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与され、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用する。
生活支援コーディネーター	地域包括ケアシステムを推進するために設けられた職種。「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、地域の困りごとを解決するために活動する。
セクシャルマイノリティ	同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害等の人々のこと。LGBT等を含む、性的マイノリティ、性的少数者ともいう。
ゾーニング	都市計画等で、各地域を用途別に区分すること。
た行	
タウンミーティング	地域の課題や村政について、住民と行政が直接意見交換を行う対話集会。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、ともに責任を担いつつ、性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力が発揮できる社会。

地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。
地域活性化起業人	幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度。
地域共生社会	世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援拠点	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを行う、公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所。
地域づくりコーディネーター	住民、地区・自治会、公益活動団体、企業、行政等、立場の異なる人たちや組織の間のつなぎ役となる専門的知識や技能等を有する人。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関。
地産地消	地域生産地域消費の略称。
地方創生	東京一極集中を是正し、人口減少に歯止めをかけるため、地方での安定した雇用の創出や、若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどにより、地域の活性化をめざすこと。
テレワーク	厚生労働省では「情報通信技術（ICT）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」と定義。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを活用し仕事をする事。
<b>な行</b>	
日本の棚田百選	多面的機能を有している棚田の保全や、保全のための整備活動を推進し、農業農村に対する理解を深めるため、農林水産省が全国の代表的な棚田を認定した。
ニュースポーツ	スポーツの原点である「楽しさの追求」を理念に掲げて考案され、柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備え、年齢や性別によるハンディが少なく、特別なトレーニングをしなくても簡易な用具を使いプレイを楽しめるスポーツ。
認定こども園	就学前児童に対する教育と保育を一体的に行う施設。
<b>は行</b>	
ハラスメント	相手に対して行われる「嫌がらせ」のこと。
パブリックコメント	条例や行政計画等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、住民から広く意見を募集する手続きのこと。
ヒアリング	（公的機関や会社が行う）意見の聴取と説明を兼ねた会議。公聴会。聴聞会。聞き取り調査。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。
<b>や行</b>	
遊休農地	高齢化、過疎化による人手不足で、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

ら行	
ライフステージ	人の一生を段階区分したもの。「妊産婦期」「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」の5段階に区分。
ローリング方式	現実と長期計画のずれを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年度転がすように定期的に行っていく手法。
わ行	
ワークショップ	様々な立場の人が意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見などをまとめ上げていく手法。
ワーク・ライフ・バランス	誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。職場における育児休業、介護休業等の取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるもの。
ワーケーション	「ワーク (work)」と「バケーション (vacation)」を合わせた造語。「休暇中に仕事をする」あるいは「休暇を過ごす環境で仕事をする」ことを意味する。
アルファベット・数字	
ALT	Assistant language Teacher の略称。外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。小中学校に英語発音や国際理解教育のため配置される。
ESCO事業	Energy Service Company の略称。省エネルギー改修などにかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。
EV	Electric Vehicle の略称。電気自動車のこと。エネルギー効率やCO <sub>2</sub> 排出量に優れた性能を持つ。
GIGAスクール構想	1人1台の端末と高速通信環境を一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正な個別最適化され、資質・能力が確実に育成できる教育ICT環境を実現する文部科学省が推進する施策。
ICT	Information & Communication Technology の略称。情報通信技術のこと。
NPO	Non Profit Organization の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。
PDCAサイクル	生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①計画 (Plan) を立て、②計画に基づいて業務を実行 (Do) し、③実行した業務を評価 (Check) し、④評価に基づいて見直す (Act) というサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善をめざす。
SNS	Social Networking Service の略称。インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス。
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

第5次千早赤阪村総合計画

発行年月／令和4年3月

発行／千早赤阪村 編集／企画課

〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL 0721-72-0084 (直通) FAX 0721-72-1880

HP <https://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp>

元気なあいさつで みんなで創る  
『唯一』と であえる こごせ 金剛山のむら